



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月26日金曜日 第192号

## ◇ 目 次 ◇

### 規 則

- 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則 ..... (財政課) ... 390
- 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 ..... (環境政策課) ... 391
- 愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 ..... (自然保護課) ... 391
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ..... ( ) ... 396
- 愛媛県野生動物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... ( ) ... 396
- 生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則の一部を改正する規則 ..... (保健福祉課) ... 398
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ..... (健康増進課) ... 423

### 告 示

- 形質変更時要届出区域の指定の解除 ..... (環境政策課) ... 428
- 愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正 ..... (循環型社会推進課) ... 428
- 指定区域の指定（5件） ..... ( ) ... 429
- 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程の一部改正 ..... (労政雇用課) ... 429
- 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の一部改正 ..... ( ) ... 430
- 農用地利用配分計画の認可 ..... (農政課農地・担い手対策室) ... 431
- 土地改良区清算人の就職の届出 ..... (農地整備課) ... 431
- 愛媛県治山事業施行規程の一部改正 ..... (森林整備課) ... 431
- 愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部改正 ..... ( ) ... 432
- 愛媛県単独治山事業補助金交付規程の一部改正 ..... ( ) ... 433
- 保安林予定森林 ..... ( ) ... 434
- 津波災害警戒区域の指定 ..... (土木管理課技術企画室) ... 434
- 土砂災害警戒区域の指定（5件） ..... (砂防課) ... 434
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（4件） ..... ( ) ... 442
- 指定障害児通所支援事業者の指定 ..... (東予地方局地域福祉課) ... 498
- 指定居宅サービス事業の廃止 ..... ( ) ... 498
- 指定介護予防サービス事業の廃止 ..... ( ) ... 498
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 ..... ( ) ... 498
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 ..... ( ) ... 499
- 建設業者の許可の取消し ..... (東予地方局管理課) ... 499
- 道路の区域変更（県道弓削島循環線） ..... (東予地方局今治土木事務所) ... 500
- 開発行為に関する工事の完了（2件） ..... (中予地方局建築指導課) ... 500
- 道路の区域変更（県道上尾峠久万線） ..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 500
- 道路の供用開始（県道上尾峠久万線） ..... ( ) ... 501
- 指定居宅サービス事業者の指定 ..... (南予地方局地域福祉課) ... 501
- 指定介護予防サービス事業者の指定 ..... ( ) ... 501
- 道路の供用開始（県道宇和島城辺線） ..... (南予地方局管理課) ... 501
- 道路の供用開始（ ） ..... ( ) ... 501
- 道路の区域変更（一般国道381号） ..... ( ) ... 501
- 道路の供用開始（ ） ..... ( ) ... 502
- 道路の区域変更（県道御内下畑地線） ..... ( ) ... 502
- 道路の供用開始（ ） ..... ( ) ... 502
- 道路の区域変更（県道蔭淵下波線） ..... ( ) ... 502
- 道路の供用開始（ ） ..... ( ) ... 502
- 指定道路の指定 ..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 503

### 訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令 ..... (保健福祉課) ... 503

- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令 ..... (農地整備課) ... 507

公 告

- 愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 ..... (行革分権課) ... 508
- 争議行為の通知の公表 ..... (労政雇用課) ... 509

公営企業公告

- 給食用再加熱カートの借入れ ..... (公営企業管理局総務課) ... 509

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第7号

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年愛媛県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第6号</b>(第9条関係) 歳出予算配当要求書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり 配当を要求します。 —</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第6号</b>(第9条関係) 歳出予算配当要求書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり 配当を要求します。 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
<p><b>様式第7号</b>(第9条関係) 歳出予算配当通知書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり 配当を通知します。 —</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第7号</b>(第9条関係) 歳出予算配当通知書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり 配当を通知します。 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
<p><b>様式第8号</b>(第11条関係) 予算移用通知書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり歳出予算の移用を通知します。 —</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第8号</b>(第11条関係) 予算移用通知書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり歳出予算の移用を通知します。 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
<p><b>様式第9号</b>(第12条関係) 予算令達通知書</p> <p>省略</p> <p>様 予算主管課 —</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第9号</b>(第12条関係) 予算令達通知書</p> <p>省略</p> <p>様 予算主管課 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
<p>注 省略</p> <p><b>様式第10号</b>(第13条関係) 予算流用通知書</p> <p>省略</p> <p>様 —</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第10号</b>(第13条関係) 予算流用通知書</p> <p>省略</p> <p>様 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

<p>注 省略</p> <p><b>様式第11号</b>（第14条関係） 予備費充当申請書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり予備費の充当を申請します。 —</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第11号の2</b>（第14条関係） 予備費充当通知書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり予備費の充当を通知します。 —</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>	<p>注 省略</p> <p><b>様式第11号</b>（第14条関係） 予備費充当申請書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり予備費の充当を申請します。 ㊟</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第11号の2</b>（第14条関係） 予備費充当通知書</p> <p>省略</p> <p>本書のとおり予備費の充当を通知します。 ㊟</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>
---	---

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第8号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（記録書の作成等）</p> <p><b>第32条</b> 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録書を<u>作成し</u>なければ _____ ならない。</p> <p>（1）～（7） 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（記録書の作成等）</p> <p><b>第32条</b> 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録書を<u>作成し、記名押印し</u>なければならない。</p> <p>（1）～（7） 省略</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公聴会）</p> <p><b>第11条</b> 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を<u>作成し</u>なければならない。</p> <p><b>様式第2号</b>（第14条関係） 特別地区内行為許可申請書 様式第2号（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称及び住所</p> <p>申請者 並びに法人にあつては、 —</p> <p style="text-align: right;">その代表者の氏名</p> </div>	<p>（公聴会）</p> <p><b>第11条</b> 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を<u>作成し、これに署名押印し</u>なければならない。</p> <p><b>様式第2号</b>（第14条関係） 特別地区内行為許可申請書 様式第2号（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称及び住所</p> <p>申請者 並びに法人にあつては、 ㊟</p> <p style="text-align: right;">その代表者の氏名</p> </div>

省略

注1 省略

2 省略

様式第2号(その2)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注

1 省略

2 省略

様式第2号(その3)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第2号(その4)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第2号(その5)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第2号(その6)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注

1 省略

2 省略

省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第2号(その2)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第2号(その3)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第2号(その4)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第2号(その5)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第2号(その6)

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第2号（その7）

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注

- 1 省略
- 2 省略

様式第2号（その8）

省略	氏名又は名称及び住所並 申請者 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

様式第2号（その9）

省略	氏名又は名称及び住所並 申請者 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

様式第2号（その10）

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

様式第2号（その11）

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

様式第3号（第16条関係） 特別地区内非常災害応急措置届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
----	---	---

様式第2号（その7）

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 省略

様式第2号（その8）

省略	氏名又は名称及び住所並 申請者 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略

様式第2号（その9）

省略	氏名又は名称及び住所並 申請者 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略

様式第2号（その10）

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略

様式第2号（その11）

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略

様式第3号（第16条関係） 特別地区内非常災害応急措置届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
----	---	---

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第16条関係） 特別地区内既着手行為届出書

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	—
	その代表者の氏名	
省略		

注

1 省略

2 省略

様式第5号（第21条関係） 野生動植物捕獲等許可申請書

省略	氏名又は名称及び住所	
申請者	並びに法人にあつては、	—
	その代表者の氏名	
省略		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号（第22条関係） 普通地区内行為届出書

様式第6号（その1）

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	—
	その代表者の氏名	
省略		

注1 省略

2 省略

様式第6号（その2）

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	—
	その代表者の氏名	
省略		

注

1 省略

2 省略

様式第6号（その3）

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	—
	その代表者の氏名	
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第6号（その4）

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第16条関係） 特別地区内既着手行為届出書

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	㊟
	その代表者の氏名	
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第5号（第21条関係） 野生動植物捕獲等許可申請書

省略	氏名又は名称及び住所	
申請者	並びに法人にあつては、	㊟
	その代表者の氏名	
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号（第22条関係） 普通地区内行為届出書

様式第6号（その1）

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	㊟
	その代表者の氏名	
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第6号（その2）

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	㊟
	その代表者の氏名	
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第6号（その3）

省略	氏名又は名称及び住所	
届出者	並びに法人にあつては、	㊟
	その代表者の氏名	
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第6号（その4）

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第6号(その5)

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第8号の2(第26条の4関係) 生態系維持回復事業確認(認定)申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第8号の4(第26条の6関係) 生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第8号の5(第26条の7関係) 生態系維持回復事業軽微変更届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第9号(第28条関係) 特別地区内教育学術研究用鉱物掘採等届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第6号(その5)

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第8号の2(第26条の4関係) 生態系維持回復事業確認(認定)申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第8号の4(第26条の6関係) 生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第8号の5(第26条の7関係) 生態系維持回復事業軽微変更届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第9号(第28条関係) 特別地区内教育学術研究用鉱物掘採等届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略

様式第10号（第28条関係） 教育学術研究用野生動植物捕獲等届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	—
省略		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

様式第10号（第28条関係） 教育学術研究用野生動植物捕獲等届出書

省略	氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公聴会） <b>第7条</b> 省略 2～10 省略 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければ ならぬ。	（公聴会） <b>第7条</b> 省略 2～10 省略 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を <u>作成し、これに署名押印しなければならぬ</u> 。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成20年愛媛県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定希少野生動植物の指定に係る公聴会） <b>第4条</b> 省略 2～10 省略 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、当該公聴会の経過に関する事項を記載した調書を <u>作成しなければ</u> ならぬ。	（特定希少野生動植物の指定に係る公聴会） <b>第4条</b> 省略 2～10 省略 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、当該公聴会の経過に関する事項を記載した調書を <u>作成し、これに署名押印しなければならぬ</u> 。



い。

様式第1号（第7条、第24条関係） 特定希少野生動植物捕獲等許可申請書（届出書）

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第3号（第7条関係） 特定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注 省略

様式第5号（第7条関係） 特定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1・2 省略

様式第6号（第11条、第25条関係） 特定希少野生動植物保護区内行為許可申請書（届出書）

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

様式第7号（第12条関係） 特定希少野生動植物保護区内既着手行為届出書

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

い。

様式第1号（第7条、第24条関係） 特定希少野生動植物捕獲等許可申請書（届出書）

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1・2 省略

- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

様式第3号（第7条関係） 特定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号（第7条関係） 特定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1・2 省略

- 3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号（第11条、第25条関係） 特定希少野生動植物保護区内行為許可申請書（届出書）

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1・2 省略

- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第7号（第12条関係） 特定希少野生動植物保護区内既着手行為届出書

省略
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
省略

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

様式第8号（第14条関係） 特定希少野生動植物保護区内非常災害  
対策応急措置行為届出書

省略
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） _____
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

様式第9号（第16条関係） 立入制限地区内立入許可申請書

省略
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） _____
省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

様式第10号（第18条関係） 保護管理事業（変更）確認申請書

省略
代表者氏名 _____
省略

注 省略

様式第11号（第19条関係） 保護管理事業（変更）認定申請書

省略
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） _____
省略

注1・2 省略

- 3 省略

様式第12号（第21条関係） 認定保護管理事業廃止等通知書

省略
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） _____
省略

注 省略

様式第8号（第14条関係） 特定希少野生動植物保護区内非常災害  
対策応急措置行為届出書

省略
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
省略

注1・2 省略

- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第9号（第16条関係） 立入制限地区内立入許可申請書

省略
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
省略

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略

様式第10号（第18条関係） 保護管理事業（変更）確認申請書

省略
代表者氏名 ㊟
省略

注 省略

様式第11号（第19条関係） 保護管理事業（変更）認定申請書

省略
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
省略

注1・2 省略

- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 省略

様式第12号（第21条関係） 認定保護管理事業廃止等通知書

省略
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
省略

注1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 法第19条第4項の規定に基づき、知事は、法第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の7第1項及び第2項、<u>第55条の8、第55条の9第1項及び第2項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条、第81条並びに第81条の3並びに省令第22条の2</u>に規定する保護の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>2 法第20条の規定に基づき、知事は、法第30条第1項、第40条第2項、第41条第2項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条第1項、第2項及び第4項、第46条第2項及び第3項、第48条第3項、第77条第1項、<u>第77条の2第1項</u>並びに第78条(第4項を除く。)並びに省令第7条に規定する事務(法第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査、法第45条第1項、第2項及び第4項の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、<u>同条第3項</u>の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定子ども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)を地方局長に委任する。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(決定通知書)</p> <p><b>第6条</b> 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項に規定する書面の様式は、保護の開始又は変更を決定する場合にあつては保護決定通知書(様式第21号)、却下する場合にあつては保護申請却下通知書(様式第22号)とし、<u>法第26条</u>に規定する書面の様式は、保護廃止・停止決定通知書(様式第23号)とする。</p> <p>(徴収金納入申出書)</p> <p><b>第26条の2</b> 省令第22条の4第1項に規定する申出書の様式は、徴収金納入申出書(様式第69号の2)とする。</p> <p><b>様式第11号</b>(第3条関係) 給付券交付処理簿</p> <p>様式第11号(その1) 給付券(券)交付処理簿(単独分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>交付番号</th> <th>月 別</th> <th>患者氏名</th> <th>記 名</th> <th>省 略</th> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第11号(その2) 給付券(券)交付処理簿(併用分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>受給者番号</th> <th>月別</th> <th>患者氏名</th> <th>医療機関コード等</th> <th>本人支払額</th> <th>記 名</th> <th>省略</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第11号の2</b>(第3条関係) 医療券交付処理簿</p> <p>省略</p>	交付番号	月 別	患者氏名	記 名	省 略	省 略					受給者番号	月別	患者氏名	医療機関コード等	本人支払額	記 名	省略	省略							<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 法第19条第4項の規定に基づき、知事は、法第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の7第1項及び第2項<u>、</u><u>第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条</u><u>に</u>規定する保護の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>2 法第20条の規定に基づき、知事は、法第30条第1項、第40条第2項、第41条第2項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条第1項、第2項及び第4項、第46条第2項及び第3項、第48条第3項、第77条第1項<u>並びに</u>第78条(第4項を除く。)並びに省令第7条に規定する事務(法第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査、法第45条第1項、第2項及び第4項の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、<u>法第46条第3項</u>の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定子ども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)を地方局長に委任する。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(決定通知書)</p> <p><b>第6条</b> 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項に規定する書面の様式は、保護の開始又は変更を決定する場合にあつては保護決定通知書(様式第21号)、却下する場合にあつては保護申請却下通知書(様式第22号)とし、<u>法第26条第1項</u>に規定する書面の様式は、保護廃止・停止決定通知書(様式第23号)とする。</p> <p>(徴収金納入申出書)</p> <p><b>第26条の2</b> 省令第22条の3第1項に規定する申出書の様式は、徴収金納入申出書(様式第69号の2)とする。</p> <p><b>様式第11号</b>(第3条関係) 給付券交付処理簿</p> <p>様式第11号(その1) 給付券(券)交付処理簿(単独分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>交付番号</th> <th>月 別</th> <th>患者氏名</th> <th>受領印</th> <th>省 略</th> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第11号(その2) 給付券(券)交付処理簿(併用分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>受給者番号</th> <th>月別</th> <th>患者氏名</th> <th>医療機関コード等</th> <th>本人支払額</th> <th>受領印</th> <th>省略</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第11号の2</b>(第3条関係) 医療券交付処理簿</p> <p>省略</p>	交付番号	月 別	患者氏名	受領印	省 略	省 略					受給者番号	月別	患者氏名	医療機関コード等	本人支払額	受領印	省略	省略						
交付番号	月 別	患者氏名	記 名	省 略																																													
省 略																																																	
受給者番号	月別	患者氏名	医療機関コード等	本人支払額	記 名	省略																																											
省略																																																	
交付番号	月 別	患者氏名	受領印	省 略																																													
省 略																																																	
受給者番号	月別	患者氏名	医療機関コード等	本人支払額	受領印	省略																																											
省略																																																	

受給者番号	交付年月日	診療月	ケース番号	受療者氏名	居住町名	受療機関名	診療別	単独・併用	単給・併給	有効期間	本人支払額	交付方法	交付職員印	記名	省略
省略															

様式第14号 (第5条関係) 生活保護法による保護申請書

省略

省略	省略
省略	省略
省略	申請者氏名
省略	—

記入上の注意 省略

別紙1 資産申告書

(表)

省略	氏名	—
省略		

(裏) 省略

別紙2 収入申告書

(表)

省略	氏名	—
省略		

(裏) 省略

別紙3 同意書

省略	氏名	—
省略	(署名)	

記入上の注意 省略

様式第15号 (第5条関係) 保護変更申請書

省略

省略	省略
省略	申請者氏名
省略	—

様式第16号 (第5条関係) 生活保護法による葬祭扶助申請書

省略	氏名	—
省略		

様式第17号 (第5条関係) 給与証明書

(表)

省略	事業所(雇主)名	—
省略		
省略	氏名	—

(裏) 省略

様式第18号 (第5条関係) 家屋補修計画書

受給者番号	交付年月日	診療月	ケース番号	受療者氏名	居住町名	受療機関名	診療別	単独・併用	単給・併給	有効期間	本人支払額	交付方法	交付職員印	受領印	省略
省略															

様式第14号 (第5条関係) 生活保護法による保護申請書

省略

省略	省略
省略	省略
省略	申請者氏名
省略	—

記入上の注意 省略

別紙1 資産申告書

(表)

省略	氏名	—
省略		

(裏) 省略

別紙2 収入申告書

(表)

省略	氏名	—
省略		

(裏) 省略

別紙3 同意書

省略	氏名	—
省略		

記入上の注意 省略

様式第15号 (第5条関係) 保護変更申請書

省略

省略	省略
省略	申請者氏名
省略	—

様式第16号 (第5条関係) 生活保護法による葬祭扶助申請書

省略	氏名	—
省略		

様式第17号 (第5条関係) 給与証明書

(表)

省略	事業所(雇主)名	—
省略		
省略	氏名	—

(裏) 省略

様式第18号 (第5条関係) 家屋補修計画書

省略	省略
省略	
見 積 者	省略
	氏 名

様式第20号 (第5条関係) 技能習得費用所要額証明書

省略	代表者氏名	—
省略		

様式第24号 (第7条関係) 検診命令書等

省略	省略	省略
	医療機関の所在地	
	及び名称、院(所)長	—
	省略	
	注意	省略

様式第26号 (第8条関係) 扶養義務者に係る資料提供等依頼書

省略		
省略		
省略	氏 名	—
省略		
注	省略	

様式第26号の2 (第8条の2関係) 扶養照会書

省略		
注	省略	
別紙		
省略	氏 名	—
省略	記入上の注意	
1	省略	
2	省略	
3	省略	

様式第28号 (第9条関係) 入所(退所)通知書

省略	施設代表者	—
省略		
省略		

様式第30号 (第11条関係) 医療要否意見書

医療要否意見書	(表)	
省略		
省略		
省略	院(所)長	—
省略		

省略	省略
省略	
見 積 者	省略
	氏 名

様式第20号 (第5条関係) 技能習得費用所要額証明書

省略	代表者氏名	㊟
省略		

様式第24号 (第7条関係) 検診命令書等

省略	省略	省略
	医療機関の所在地	
	及び名称、院(所)長	㊟
	省略	
	注意	省略

様式第26号 (第8条関係) 扶養義務者に係る資料提供等依頼書

省略		
省略		
省略	氏 名	㊟
省略		
注1	省略	

2 扶養届については、記名押印に代えて署名することができます。

様式第26号の2 (第8条の2関係) 扶養照会書

省略		
注	省略	
別紙		
省略	氏 名	㊟
省略	記入上の注意	
1	記名押印に代えて署名することができます。	
2	省略	
3	省略	
4	省略	

様式第28号 (第9条関係) 入所(退所)通知書

省略	施設代表者	㊟
省略		
省略		

様式第30号 (第11条関係) 医療要否意見書

医療要否意見書	(表)	
省略		
省略		
省略	院(所)長	㊟
省略		

省略

省略

省略	省略
省略	指定医療機関の長又は開設者氏名
省略	
省略	

(裏) 省略

様式第32号 (第11条関係) 精神疾患入院要否意見書

(表)

省略

省略

省略

省略	省略
省略	院 (所) 長 (担当医師)
省略	

(裏) 省略

様式第33号 (第11条、様式第44号関係) 給付要否意見書  
様式第33号 (その1)

省略

省略

省略	省略
要否意見 (医師記載欄)	省略 院 (所) 長
所要経費概算見積 (取扱業者記載欄)	省略
省略	

省略

様式第33号 (その2)

省略

省略

省略	省略
要否意見 (柔道整復師記載欄)	省略 院 (所) 長
省略	

省略

様式第33号 (その3)

省略

省略

省略	省略
省略	指定医療機関の長又は開設者氏名
省略	
省略	

(裏) 省略

様式第32号 (第11条関係) 精神疾患入院要否意見書

(表)

省略

省略

省略

省略	省略
省略	院 (所) 長 (担当医師)
省略	

(裏) 省略

様式第33号 (第11条、様式第44号関係) 給付要否意見書  
様式第33号 (その1)

省略

省略

省略	省略
要否意見 (医師記載欄)	省略 院 (所) 長
所要経費概算見積 (取扱業者記載欄)	省略
省略	

省略

様式第33号 (その2)

省略

省略

省略	省略
要否意見 (柔道整復師記載欄)	省略 院 (所) 長
省略	

省略

様式第33号 (その3)

省略				
省略	省略			
要 否 意 見 (施 術 者 記 載 欄)	療 養 ( 治 療 ) 見 込 期 間	概 算 見 積 額 ( 初 療 時 又 は 7 箇 月 且 以 降 )		
	又 是 日 間	1 月 目	2 月 目	3 月 目
		4 月 目	5 月 目	6 月 目
	筒 月	円	円	円
	又 是 日 間	円	円	円
省 略	省 略			
省 略	省 略			
医 師 同 意	同 意 年 月 日	年	月	日
	省 略	省 略		
	医 師 氏 名	省 略		
	注 意 事 項 等	省 略		
省 略	省 略			

記入要領

- 1 省略
- 2 「転帰（継続の場合）」欄は、6箇月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。
- 3 「療養（治療）見込期間」欄及び「概算見積額」欄は、初療時（6箇月を超えて療養を必要とする場合は、7箇月且以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記入してください。
- 4 「注意事項等」欄は、施術に当たつて注意すべき事項等があれば記入してください。
- 5 省略

様式第34号（第11条関係） 訪問看護要否意見書（保護変更申請書）

省略

省略
省略
省略
申請者 氏名
省略

省略

省略
省略
指定医療機関の所在地及び指定医療機関の長又は開設者氏名
省略

記入要領 省略

様式第39号（第12条関係） 治療材料券・治療材料費請求明細書

省略

省略
----

省略

省略				
省略	省略			
要 否 意 見 (施 術 者 記 載 欄)	療 養 ( 治 療 ) 見 込 期 間	概 算 見 積 額 ( 初 療 時 又 は 4 箇 月 且 以 降 )		
	又 是 日 間	1 月 目	2 月 目	3 月 目
		4 月 目	5 月 目	6 月 目
	筒 月	円	円	円
	又 是 日 間	円	円	円
省 略	省 略			
省 略	省 略			
医 師 同 意	同 意 年 月 日	年	月	日
	省 略	省 略		
	医 師 氏 名	省 略		記 載 者
	注 意 事 項 等	省 略		1 医 師
省 略	省 略			

記入要領

- 1 省略
- 2 「転帰（継続の場合）」欄は、3箇月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。
- 3 「療養（治療）見込期間」欄及び「概算見積額」欄は、初療時（3箇月を超えて療養を必要とする場合は、4箇月且以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記入してください。
- 4 「医師同意」欄は、3箇月を超えてあん摩・マッサージ（変形徒手矯正術の場合を除く。）又ははり・きゅうを必要とする場合、施術者が記入しても差し支えありません。
- 5 省略

様式第34号（第11条関係） 訪問看護要否意見書（保護変更申請書）

省略

省略
省略
省略
申請者 氏名
省略

省略

省略
省略
指定医療機関の所在地及び指定医療機関の長又は開設者氏名
省略

記入要領 省略

様式第39号（第12条関係） 治療材料券・治療材料費請求明細書

省略

省略
----

省略

省略

請求者氏名及び住所

省略

請求者氏名及び住所

㊞

注意 省略

様式第40号 (第12条、第13条関係) 施術券・施術報酬請求明細書  
様式第40号 (その1) あん摩・マッサージ  
(表)

省略

省略	省略			省略	
施術報酬請求明細書	①マッサージ	省略	省略	省略	
	②温罨法 (加算)	省略	省略	省略	
	③温罨法・電気光線器具 (加算)	省略	省略	省略	
	④変形徒手矯正術	右上肢	円×		
		回 =	円		
		左上肢	円×		
		回 =	円		
	⑤往療料 4 km まで 4 km 超	右下肢	円×		
		回 =	円		
		左下肢	円×		
回 =		円			
⑥施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)		円×			
	回 =	円			
省略					
⑦合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			省略	省略	
※⑧社保負担 (健・共)			省略	省略	
※⑨本人支払額			省略	省略	
⑩差引請求 (支払) 金額 (⑦-⑧-⑨)			省略	省略	
請求書	省略 氏名			—	

(裏)

(あん摩・マッサージ)

指定施術者へのお知らせ

1～5 省略

6 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。

(1) 請求者の氏名の記入漏れ

(2)～(4) 省略

省略

注意 省略

様式第40号 (第12条、第13条関係) 施術券・施術報酬請求明細書  
様式第40号 (その1) あん摩・マッサージ  
(表)

省略

省略	省略			省略	
施術報酬請求明細書	①マッサージ	省略	省略	省略	
	②変形徒手矯正術	省略	省略	省略	
	③温罨法	省略	省略	省略	
	④温罨法・電気光線器具		円×		
		回 =	円		
	⑤往療料 4 km まで 4 km 超		円×		
		回 =	円		
			円×		
回 =	円				
省略					
⑥合計金額 (①+②+③+④+⑤)			省略	省略	
※⑦社保負担 (健・共)			省略	省略	
※⑧本人支払額			省略	省略	
⑨差引請求 (支払) 金額 (⑥-⑦-⑧)			省略	省略	
請求書	省略 氏名			㊞	

(裏)

(あん摩・マッサージ)

指定施術者へのお知らせ

1～5 省略

6 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。

(1) 請求者の氏名及び押印漏れ

(2)～(4) 省略

省略



様式第40号(その2) 柔道整復  
(表)

省略

省略		省略
施術証明欄	省略 指定施術者 氏 名	

(裏)

(柔道整復)

指定施術者へのお知らせ

- 1~9 省略
- 10 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。  
(1) 請求者の氏名の記入漏れ  
(2)~(4) 省略

省略

様式第40号(その3) はり・きゆう  
(表)

省略

省略			省略
省略	省略	省略	
施術報酬請求明細書	③ 往療料 4 km まで 4 km 超	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	省略
	④ 施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	
	⑤ 合計金額 (①+②+③+④)	省略	省略
	※⑥ 社保負担 (健・共) 有・無 割	省略	省略
※⑦ 本人支払額 円	省略	省略	
⑧ 差引請求 (支払) 金額 (⑤-⑥-⑦)	省略	省略	

請求書	省略 氏 名	—
委任状	省略 氏 名	—

(裏)

(はり・きゆう)

はり・きゆう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑦本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 省略
- 3 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑥社保負担(健・共)」欄若しくは「⑦本人支払額」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。

様式第40号(その2) 柔道整復  
(表)

省略

省略		省略
施術証明欄	省略 指定施術者 氏 名	

(裏)

(柔道整復)

指定施術者へのお知らせ

- 1~9 省略
- 10 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。  
(1) 請求者の氏名及び押印漏れ  
(2)~(4) 省略

省略

様式第40号(その3) はり・きゆう  
(表)

省略

省略			省略
省略	省略	省略	
施術報酬請求明細書	③ 往療料 4 km まで 4 km 超	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	省略
	④ 合計金額 (①+②+③)	省略	
	※⑤ 社保負担 (健・共) 有・無 割	省略	省略
	※⑥ 本人支払額 円	省略	省略
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)	省略	省略	

請求書	省略 氏 名	㊟
請求書	省略 氏 名	㊟

(裏)

(はり・きゆう)

はり・きゆう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑥本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 省略
- 3 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑤社保負担(健・共)」欄若しくは「⑥本人支払額」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。

4～6 省略

7 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。

(1) 請求書の氏名の記入漏れ

(2)～(4) 省略

省略

患者へのお知らせ

1・2 省略

3 あなたが直接支払う額は、「⑦本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。

なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。

4～7 省略

様式第44号（第14条関係） 施術初検料請求書

省略	省略
省略	氏 名
省略	—

注意 省略

様式第44号の2（第14条関係） 訪問看護に係る利用料請求書

省略

省略	省略
請求書	事業者名
	—

記入要領 省略

様式第54号（第17条関係） 保護施設設置届出書

省略
8 省略
9 経理の方針

様式第55号（第17条関係） 社会福祉法人の設置する保護施設認可申請書

省略	保護施設設置者
省略	—

様式第57号（第18条関係） 保護施設変更認可申請書

省略	保護施設設置者
省略	—

様式第58号（第19条関係） 保護施設事業開始届出書

省略	保護施設設置者
省略	—

様式第61号（第20条関係） 保護実施状況報告書

省略	保護施設管理者
省略	—
省略	

4～6 省略

7 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。

(1) 請求書の氏名及び押印漏れ

(2)～(4) 省略

省略

患者へのお知らせ


1・2 省略

3 あなたが直接支払う額は、「⑥本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。

なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。

4～7 省略


様式第44号（第14条関係） 施術初検料請求書

省略	省略
省略	氏 名
省略	— 

注意 省略

様式第44号の2（第14条関係） 訪問看護に係る利用料請求書

省略


省略	省略
請求書	事業者名
	— 

記入要領 省略


様式第54号（第17条関係） 保護施設設置届出書

省略
8 省略


様式第55号（第17条関係） 社会福祉法人の設置する保護施設認可申請書

省略	保護施設設置者
省略	— 


様式第57号（第18条関係） 保護施設変更認可申請書

省略	保護施設設置者
省略	— 

様式第58号（第19条関係） 保護施設事業開始届出書

省略	保護施設設置者
省略	— 

様式第61号（第20条関係） 保護実施状況報告書

省略	保護施設管理者
省略	— 
省略	

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第62号 (第20条関係) 事業実施状況報告書

省略	保護施設管理者	—
省略		
省略		

注意 省略

様式第63号 (第21条関係) 措置結果報告書

省略	保護施設設置者	—
省略		

様式第64号 (第22条関係) 入所被保護者状況変更届出書

省略	保護施設の長	—
省略		

様式第65号 (第23条関係) 保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書

省略	保護施設設置者	—
省略		

様式第66号 (第23条関係) 保護施設休止(廃止)認可申請書

省略	保護施設設置者	—
省略		

様式第66号の2 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給申請書

省略	氏 名	—
省略		

記入上の注意 省略

様式第66号の3 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給(不支給)決定調査書

省略				円
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額	
省略				

注 省略

様式第66号の6 (第23条の3関係) 進学準備給付金支給申請書

省略	(大学等に進学する者) 氏 名	—
省略		

記入上の注意 省略

様式第67号 (第24条関係) 審査・再審査請求書

省略	請求人 氏名又は名称	—
	受益者との関係	—
省略		
省略		

注 省略

様式第68号 (第26条関係) 繰替支弁施設指定申請書

様式第62号 (第20条関係) 事業実施状況報告書

省略	保護施設管理者	㊞
省略		
省略		

注意1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第63号 (第21条関係) 措置結果報告書

省略	保護施設設置者	㊞
省略		

様式第64号 (第22条関係) 入所被保護者状況変更届出書

省略	保護施設の長	㊞
省略		

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第65号 (第23条関係) 保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書

省略	保護施設設置者	㊞
省略		

様式第66号 (第23条関係) 保護施設休止(廃止)認可申請書

省略	保護施設設置者	㊞
省略		

様式第66号の2 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給申請書

省略	氏 名	㊞
省略		

記入上の注意 省略

様式第66号の3 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給(不支給)決定調査書

省略				
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額	
省略				

注 省略

様式第66号の6 (第23条の3関係) 進学準備給付金支給申請書

省略	(大学等に進学する者) 氏 名	㊞
省略		

記入上の注意 省略

様式第67号 (第24条関係) 審査・再審査請求書

省略	請求人 氏名又は名称	㊞
	受益者との関係	年齢
省略		
省略		

注 省略

様式第68号 (第26条関係) 繰替支弁施設指定申請書

省略	保護施設設置者	—
省略		

様式第71号（第28条関係） 保護施設事務費精算書

省略	保護施設管理者	—
省略		
省略		

様式第72号（第28条関係） 保護施設事業実施調書  
様式第72号（その1）

省略	保護施設管理者	—
省略		

様式第72号（その2）

省略	保護施設管理者	—
省略		

注意 省略

様式第73号（第28条関係） 保護施設事務費支出調書

省略	保護施設管理者	—
省略		

省略	保護施設設置者	㊟
省略		

様式第71号（第28条関係） 保護施設事務費精算書

省略	保護施設管理者	㊟
省略		
省略		

様式第72号（第28条関係） 保護施設事業実施調書  
様式第72号（その1）

省略	保護施設管理者	㊟
省略		

様式第72号（その2）

省略	保護施設管理者	㊟
省略		

注意 省略

様式第73号（第28条関係） 保護施設事務費支出調書

省略	保護施設管理者	㊟
省略		

第2条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。  
様式第69号の2を次のように改める。

様式第69号の2（第26条の2関係） 徴収金納入申出書

様式第69号の2（その1）

徴収金納入申出書（生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法（昭和25年法律第144号）第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所  
氏 名

地方局長 様

様式第69号の2（その2）

## 徴収金納入申出書（生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の2第1項又は第2項の規定に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、同法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴地方局と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて納入する旨を申し出ます。

なお、次の内容について確認するとともに、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申請」とであると判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から納入に充てること。

年 月 日

住所又は居所  
氏 名

地方局長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等から毎月 円  
を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づ  
く徴収金の納入に充てるものとします。

(中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則の一部改正)

第3条 中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則（平成20年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 法第14条第4項（法第15条第3項及び19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条、<u>第81条並びに第81条の3</u>に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>2 例による生活保護法第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第62条第3項及び第4項、第63条、<u>第77条第2項、第78条の2第1項、第80条、第81条並びに第81条の3</u>に規定する配偶者支援金の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>3 例による生活保護法第20条の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第77条第1項、<u>第77条の2第1項並びに第78条第1項及び第2項</u>に規定する事務を地方局長に委任する。</p>	<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 法第14条第4項（法第15条第3項及び19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条<u>並びに第81条</u>に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>2 例による生活保護法第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第62条第3項及び第4項、第63条、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条<u>並びに第81条</u>に規定する配偶者支援金の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>3 例による生活保護法第20条の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第77条第1項<u>並びに第78条第1項及び第2項</u>に規定する事務を地方局長に委任する。</p>																				
<p><b>様式第2号</b>（第5条関係） 支援給付申請書</p>	<p><b>様式第2号</b>（第5条関係） 支援給付申請書</p>																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td style="text-align: center;">申請者 氏 名</td></tr> <tr><td>省略</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table>	省略		省略		省略	申請者 氏 名	省略	—	省略		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td style="text-align: center;">申請者 氏 名</td></tr> <tr><td>省略</td><td style="text-align: right;">④</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table>	省略		省略		省略	申請者 氏 名	省略	④	省略	
省略																					
省略																					
省略	申請者 氏 名																				
省略	—																				
省略																					
省略																					
省略																					
省略	申請者 氏 名																				
省略	④																				
省略																					
<p>注 省略</p> <p>別紙1 資産申告書</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<p>注 省略</p> <p>別紙1 資産申告書</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	省略		氏 名	—	省略		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td style="text-align: right;">④</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	省略		氏 名	④	省略									
省略																					
氏 名	—																				
省略																					
省略																					
氏 名	④																				
省略																					
<p>別紙2（その1） 収入申告書（新規用）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<p>別紙2（その1） 収入申告書（新規用）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	省略		氏 名	—	省略		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td style="text-align: right;">④</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	省略		氏 名	④	省略									
省略																					
氏 名	—																				
省略																					
省略																					
氏 名	④																				
省略																					
<p>別紙2（その2） 収入申告書（継続用（一世世帯用））</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<p>別紙2（その2） 収入申告書（継続用（一世世帯用））</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	省略		氏 名	—	省略		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">省略</td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td style="text-align: right;">④</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	省略		氏 名	④	省略									
省略																					
氏 名	—																				
省略																					
省略																					
氏 名	④																				
省略																					
<p>別紙2（その3） 収入申告書（継続用（二世等世帯用））</p>	<p>別紙2（その3） 収入申告書（継続用（二世等世帯用））</p>																				

(表)

省略	氏 名	—
省略		

(裏) 省略

別紙3 同意書

省略	氏 名	—
省略	(署 名)	
省略		
省略		

注 省略

様式第3号 (第5条関係) 支援給付変更申請書

省略

	省略	
省略		
省略	申請者 氏 名	—
省略		

注 省略

様式第4号 (第5条、第12条関係) 支援給付変更申請書 (傷病届)

省略		
省略	申請者 氏 名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第5号 (第5条関係) 葬祭支援給付申請書

省略	氏 名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第6号 (第5条、様式第2号、様式第5号関係) 給与証明書

(表)

省略	事業所名又は雇主名	—
省略		
省略		
省略	氏 名	—

(裏) 省略

様式第7号 (第5条、様式第2号関係) 住宅補修計画書

省略		
見積者	省略	
	氏 名	—

注 省略

様式第12号 (第7条関係) 検診命令書等

(表)

省略	氏 名	㊟
省略		

(裏) 省略

別紙3 同意書

省略	氏 名	㊟
省略		
省略		
省略		

注 省略

様式第3号 (第5条関係) 支援給付変更申請書

省略

	省略	
省略		
省略	申請者 氏 名	㊟
省略		

注 省略

様式第4号 (第5条、第12条関係) 支援給付変更申請書 (傷病届)

省略		
省略	申請者 氏 名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第5号 (第5条関係) 葬祭支援給付申請書

省略	氏 名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第6号 (第5条、様式第2号、様式第5号関係) 給与証明書

(表)

省略	事業所名又は雇主名	㊟
省略		
省略		
省略	氏 名	㊟

(裏) 省略

様式第7号 (第5条、様式第2号関係) 住宅補修計画書

省略		
見積者	省略	
	氏 名	㊟

注 省略

様式第12号 (第7条関係) 検診命令書等



省略	省略 院(所)長 — 省略	省略	省略 院(所)長 — 省略
	注意 省略		注意 省略

注 省略

様式第13号 (第8条関係) 資料提供等依頼書

様式第13号 (その1) 省略

様式第13号 (その2)

(表) 省略

(裏)

省略  
(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)  
第4条第2項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第16条の規定は、支援給付について準用する。  
省略

様式第13号 (その3)・様式第13号 (その4) 省略

様式第14号 (第9条関係) 扶養照会書

省略

注 省略

別紙

省略  
氏名 —  
省略  
省略  
省略  
省略  
記入上の注意  
1 省略  
2 省略  
3 省略

様式第14号の2 (第9条関係) 扶養義務者への通知書

様式第14号の2 (その1) 省略

様式第14号の2 (その2)

省略  
(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)  
第4条第2項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第16条の規定は、支援給付について準用する。  
省略

様式第14号の2 (その3) 省略

様式第14号の3 (第9条関係) 報告依頼書

様式第14号の3 (その1) 省略

様式第14号の3 (その2)

省略  
(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)  
第4条第2項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第16条の規定は、支援給付について準用する。  
省略

省略	省略 院(所)長 ㊟ 省略	省略	省略 院(所)長 ㊟ 省略
	注意 省略		注意 省略

注 省略

様式第13号 (第8条関係) 資料提供等依頼書

様式第13号 (その1) 省略

様式第13号 (その2)

(表) 省略

(裏)

省略  
(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)  
第4条第2項 新法  
第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。  
省略

様式第13号 (その3)・様式第13号 (その4) 省略

様式第14号 (第9条関係) 扶養照会書

省略

注 省略

別紙

省略  
氏名 ㊟  
省略  
省略  
省略  
省略  
記入上の注意  
1 記名押印に代えて署名することができます。  
2 省略  
3 省略  
4 省略

様式第14号の2 (第9条関係) 扶養義務者への通知書

様式第14号の2 (その1) 省略

様式第14号の2 (その2)

省略  
(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)  
第4条第2項 新法  
第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。  
省略

様式第14号の2 (その3) 省略

様式第14号の3 (第9条関係) 報告依頼書

様式第14号の3 (その1) 省略

様式第14号の3 (その2)

省略  
(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)  
第4条第2項 新法  
14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。  
省略

注 省略

様式第14号の3 (その3) 省略

様式第16号 (第10条関係) 入所 (退所) 通知書

省略	施設代表者	—
省略		
省略		

注 省略

様式第18号 (第12条、第15条関係) 医療要否意見書 (表)

省略		
省略		
省略	院 (所) 長	—
省略		
省略		

省略	省略	省略
省略	代表者 (開設者) 氏名	—
省略		
省略		

(裏) 省略

様式第19号 (第12条関係) 精神疾患入院要否意見書 (表)

省略

省略	省略	省略
省略	省略	
省略	院 (所) 長 (担当医師)	—
省略	省略	

(裏) 省略

様式第20号 (第12条関係) 給付要否意見書 様式第20号 (その1)

省略			
要否意見 (医師記載欄)	省略	院 (所) 長	—
所要経費概算見積り (取扱業者記載欄)	省略	名称	—
省略			

省略

注 省略

様式第14号の3 (その3) 省略

様式第16号 (第10条関係) 入所 (退所) 通知書

省略	施設代表者	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第18号 (第12条、第15条関係) 医療要否意見書 (表)

省略		
省略		
省略	院 (所) 長	㊟
省略		
省略		

省略	省略	省略
省略	代表者 (開設者) 氏名	㊟
省略		
省略		

(裏) 省略

様式第19号 (第12条関係) 精神疾患入院要否意見書 (表)

省略

省略	省略	省略
省略	省略	
省略	院 (所) 長 (担当医師)	㊟
省略	省略	

(裏) 省略

様式第20号 (第12条関係) 給付要否意見書 様式第20号 (その1)

省略			
要否意見 (医師記載欄)	省略	院 (所) 長	㊟
所要経費概算見積り (取扱業者記載欄)	省略	名称	㊟
省略			

省略

注 省略

様式第20号（その2）

省略		省略
省略		
要否	省略	
意見 (柔 道整 復師 記載 欄)	省略  院 (所) 長	
省略		
省略		

注 省略

様式第20号（その3）

省略		省略			
要否 意見 (施 術者 記載 欄)	省略				
	療 養 ( 治 癒 ) 見 込 期 間		概算見積額 (初療時又は7箇月目以 降)		
	箇月又は 日間		1月目	2月目	3月目
			4月目	5月目	6月目
省略	名称及び氏名				
医師 同意	同意年月日	年	月	日	
	省略				
	医師氏名				
	注意事項等				
省略					

記入上の注意

- 1・2 省略
- 3 「転帰（継続の場合）」の欄は、6箇月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。
- 4 「療養（治療）見込期間」の欄及び「概算見積額」の欄は、初療時（6箇月を超えて療養を必要とする場合は、7箇月目以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記入してください。
- 5 「注意事項等」の欄は、施術に当たって注意すべき事項等があれば記入してください。

注 省略

様式第21号（第12条関係） 訪問看護要否意見書

省略	省略
省略	
長又は開設者氏名	
省略	

注 省略

様式第20号（その2）

省略		省略
省略		
要否	省略	
意見 (柔 道整 復師 記載 欄)	省略  院 (所) 長	
省略		
省略		

注 省略

様式第20号（その3）

省略		省略			
要否 意見 (施 術者 記載 欄)	省略				
	療 養 ( 治 癒 ) 見 込 期 間		概算見積額 (初療時又は4箇月目以 降)		
	箇月又は 日間		1月目	2月目	3月目
			4月目	5月目	6月目
省略	名称及び氏名				
医師 同意	同意年月日	年	月	日	
	省略				
	医師氏名				
	記載者	1 医師 2 施術者			
省略					

記入上の注意

- 1・2 省略
- 3 「転帰（継続の場合）」の欄は、3箇月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。
- 4 「療養（治療）見込期間」の欄及び「概算見積額」の欄は、初療時（3箇月を超えて療養を必要とする場合は、4箇月目以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記入してください。
- 5 「医師同意」の欄は、3箇月を超えてあん摩・マッサージ（変形徒手矯正術の場合を除く。）又ははり・きゅうを必要とする場合、施術者が記入しても差し支えありません。

注 省略

様式第21号（第12条関係） 訪問看護要否意見書

省略	省略
省略	
長又は開設者氏名	
省略	

様式第24号 (第13条関係) 介護券

省略			
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		
省略			
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	省略		
省略			
居宅介護予防介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入所者生活介護	居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援  施設介護  居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント  省略	<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 第1号訪問事業 <input type="checkbox"/> 第1号通所事業 <input type="checkbox"/> 第1号生活支援事業  <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設  <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援 <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント  省略
	省略		

注 省略

様式第25号 (第13条関係) 治療材料券・治療材料費請求明細書

省略

省略	省略
----	----

様式第24号 (第13条関係) 介護券

省略			
要介護状態等区分	要支援1・2・経過的要介護・要介護1・2・3・4・5		
省略			
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者名	省略		
省略			
居宅介護予防	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	居宅介護 介護予防  施設介護  居宅介護支援 介護予防支援  省略	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 複合型サービス  <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設  <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援  省略
	省略		

注 省略

様式第25号 (第13条関係) 治療材料券・治療材料費請求明細書

省略

省略	省略
----	----

省略

氏名

—

注 省略

様式第26号 (第13条、第14条関係) 施術券・施術報酬請求明細書  
 様式第26号 (その1) あん摩・マッサージ  
 (表)

省略

省略	省略		省略
施術報酬請求明細書	①マッサージ	省略	省略
	②温巻法 (加算)	省略	
	③温巻法・電気光線器具 (加算)	省略	
	④変形徒手矯正術	右上肢	円×
		回 =	円
		左上肢	円×
回 =		円	
	右下肢	円×	
	回 =	円	
	左下肢	円×	
	回 =	円	
⑤往療料	4 km まで	円×	
	4 km 超	円×	
	回 =	円	
⑥施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)		円×	
	回 =	円	
省略			
⑦合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥)		省略	省略
※⑧社保負担 (健・共)		省略	省略
※⑨本人支払額		省略	省略
⑩差引請求 (支払) 金額 (⑦-⑧-⑨)		省略	省略
請求書	省略		氏名 —

(裏)

指定施術者へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑨本人支払額」の欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2・3 省略
- 4 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑧社保負担」の欄若しくは「⑨本人支払額」の欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。

省略

氏名

⑩

注 省略

様式第26号 (第13条、第14条関係) 施術券・施術報酬請求明細書  
 様式第26号 (その1) あん摩・マッサージ  
 (表)

省略

省略	省略		省略
施術報酬請求明細書	①マッサージ	省略	省略
	②変形徒手矯正術	省略	
	③温巻法	省略	
	④温巻法・電気光線器具		円×
		回 =	円
	⑤往療料	2 キロメートルまで	円×
加算 (キロメートル)		円×	
	回 =	円	
省略			
⑥合計金額 (①+②+③+④+⑤)		省略	省略
※⑦社保負担 (健・共)		省略	省略
※⑧本人支払額		省略	省略
⑨差引請求 (支払) 金額 (⑥-⑦-⑧)		省略	省略
請求書	省略		氏名 ⑩

(裏)

指定施術者へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑧本人支払額」の欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2・3 省略
- 4 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑦社保負担」の欄若しくは「⑧本人支払額」の欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。

5 省略  
 6 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。  
 (1) 請求者の氏名の記入漏れ  
 (2)~(4) 省略  
 省略  
 患者へのお知らせ  
 1・2 省略  
 3 あなたが直接支払う額は、「⑨本人支払額」の欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、支援給付の変更、停止又は廃止が行われることもあります。  
 4~6 省略

5 省略  
 6 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。  
 (1) 請求者の氏名及び押印漏れ  
 (2)~(4) 省略  
 省略  
 患者へのお知らせ  
 1・2 省略  
 3 あなたが直接支払う額は、「⑧本人支払額」の欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、支援給付の変更、停止又は廃止が行われることもあります。  
 4~6 省略

注 省略

様式第26号(その2) 柔道整備 (表)

注 省略

様式第26号(その2) 柔道整備 (表)

省略

省略	省略											省略
省略	省略											省略
負傷の原因	業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による											省略
経過	請求区分			新規・継続								省略
施術日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31											省略
初検料	初検時相談支援料	往療料	金属副子等加算	施術情報提供料							省略	
加算(休日・深夜・時間外)	再検料	加算(夜間・難路・暴風雨雪)	柔道整備運動後療料	回 円							省略	
省略												
部位	逡減	省略									省略	
省略												
差引請求(支払)金額			※決定									省略
金属副子等加算日			柔道整備運動後療料加算日									省略
1回目 2回目 3回目			日 日 日 日 日									省略
施術証明欄	省略											省略
指定施術者 氏 名												省略

(裏)

指定施術者へのお知らせ

1~5 省略

6 「負傷の原因」の欄には、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定したときは、全ての負傷名に係る具体的な負傷の原因を記入してください。

7 「施術日」の欄には、施術を行った日を○で囲んでください。

省略

省略	省略											省略
省略	省略											省略
経過	請求区分			新規・継続								省略
初検料	初検時相談支援料	再検料	往療料	金属副子等加算	施術情報提供料							省略
加算(休日・深夜・時間外)	再検料	加算(夜間・難路・暴風雨雪)	柔道整備運動後療料	回 円							省略	
省略												
部位	逡減	省略									省略	
省略												
差引請求(支払)金額			※決定									省略
金属副子等加算日			柔道整備運動後療料加算日									省略
1回目 2回目 3回目			日 日 日 日 日									省略
施術証明欄	省略											省略
指定施術者 氏 名												省略

(裏)

指定施術者へのお知らせ

1~5 省略

8 「往療料」の欄には、往療した患家までの直線距離、回数及び往療料を記入し、夜間、難路又は暴風雨雪の加算を算定したときは、該当する文字を○で囲んで加算額を記入するとともに、「摘要」の欄に次の事項を記入してください。

- (1) 歩行困難等のやむを得ない理由
- (2) 難路加算を算定したときは、当該往療を行った日時及び難路の経路
- (3) 暴風雨雪加算を算定したときは、当該往療を行った日時
- (4) 片道16キロメートルを超える往療料を算定したときは、往療を必要とする理由

9 脱臼又は骨折の場合は、「摘要」の欄に施術に同意した医師の氏名と同意日を記入してください。

10 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。

- (1) 請求者の氏名の記入漏れ
- (2)~(4) 省略

省略

注 省略

様式第26号（その3） はり・きゅう  
(表)

省略

省略			
施術報酬請求明細書	省略		省略
	省略		省略
	③ 往療料 4km まで	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	省略
	4km 超	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	
	④ 施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	
	省略		
⑤ 合計金額 (①+②+③+④)		省略	
		省略	
※⑥ 社保負担 (健・共) 有・無	割	省略	
※⑦ 本人支払額	円	省略	
⑧ 差引請求 (支払) 金額 (⑤ - ⑥ - ⑦)		省略	

請求書	省略	氏名	—
委任状	省略	氏名	—

(裏)

はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑦本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 省略
- 3 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑥社保負担 (健・共)」欄若しくは「⑦本人支払額」欄に必要な事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。
- 4~6 省略
- 7 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。

6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。

- (1) 請求者の氏名及び押印漏れ
- (2)~(4) 省略

省略

注 省略

様式第26号（その3） はり・きゅう  
(表)

省略

省略			
施術報酬請求明細書	省略		省略
	省略		省略
	③ 往療料 2キロメートルまで	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	省略
	加算 ( キロメートル)	回 = $\frac{\text{円} \times}{\text{円}}$	
	省略		
	④ 合計金額 (①+②+③)		省略
		省略	
※⑤ 社保負担 (健・共) 有・無	割	省略	
※⑥ 本人支払額	円	省略	
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④ - ⑤ - ⑥)		省略	

請求書	省略	氏名	㊟
委任状	省略	氏名	㊟

(裏)

はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑥本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 省略
- 3 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑤社保負担 (健・共)」欄若しくは「⑥本人支払額」欄に必要な事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。
- 4~6 省略
- 7 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。

(1) 請求書の氏名の記入漏れ  
 (2)~(4) 省略  
 患者へのお知らせ  
 1・2 省略  
 3 あなたが直接支払う額は、「㉗本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、支援給付の変更、停止又は廃止が行われることもあります。  
 4~7 省略

注 省略

様式第29号（第15条関係） 施術初検料請求書

省略	省略
省略	氏 名 _____
省略	

注 省略

様式第35号（第17条関係） 入所被支援者状況変更届出書

省略	保護施設の長 _____
省略	

注1 省略

2 省略

様式第36号（第18条関係） 審査（再審査）請求書

省略	請求人 氏名又は名称 _____
省略	受益者との関係 _____
省略	

注 省略

様式第37号（第19条関係） 繰替支弁施設指定申請書

省略	保護施設設置者 _____
省略	

注 省略

様式第38号の2を次のように改める。

(1) 請求書の氏名及び押印漏れ  
 (2)~(4) 省略  
 患者へのお知らせ  
 1・2 省略  
 3 あなたが直接支払う額は、「㉖本人支払額」欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、支援給付の変更、停止又は廃止が行われることもあります。  
 4~7 省略

注 省略

様式第29号（第15条関係） 施術初検料請求書

省略	省略
省略	氏 名 _____ ⑩
省略	

注 省略

様式第35号（第17条関係） 入所被支援者状況変更届出書

省略	保護施設の長 _____ ⑩
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第36号（第18条関係） 審査（再審査）請求書

省略	請求人 氏名又は名称 _____ ⑩
省略	受益者との関係 _____ 年齢 _____ 歳
省略	

注 省略

様式第37号（第19条関係） 繰替支弁施設指定申請書

省略	保護施設設置者 _____ ⑩
省略	

注 省略



## 様式第38号の2（第19条の2関係） 徴収金納入申出書

## 様式第38号の2（その1）

徴収金納入申出書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの支援給付金品（金銭給付される支援給付費をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用決定通知による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金品から納入に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所  
氏 名

地方局長 様

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

様式第38号の2（その2）

徴収金納入申出書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第78条の2第1項の規定に基づき、交付される支援給付金品（金銭給付される支援給付費をいう。以下同じ。）の額から、例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴地方局と協議して定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって納入する旨を申し出ます。

なお、次の内容について確認するとともに、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金品から納入に充てるものとします。

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申請」とであると判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から納入に充てること。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

地方局長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの支援給付金品から毎月 円  
を 年 月 日付け費用徴収決定通知による例による生活保護法第78条第1項の規定に基づ  
く徴収金の納入に充てるものとします。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第13号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																				
<p><b>様式第1号</b>（第1条の3関係） 特定病院認定申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名又は名称</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p><b>様式第1号の2</b>（第2条関係） 精神障害者等の診察及び保護の申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係） 精神障害者から退院の申出があつた旨の届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">管理者名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>様式第9号</b>（第10条関係） 措置症状消退届出書 （表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">管理者名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>1 省略 2 省略 3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>様式第16号</b>（第16条、様式第17号関係） 同意書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">同意者氏名 署名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同意者氏名 署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	氏名又は名称	—	省略			省略	氏名	—	省略			省略			省略	管理者名	—	省略			省略	管理者名	—	省略			省略			1 省略 2 省略 3 省略			省略	同意者氏名 署名	—		同意者氏名 署名		省略			<p><b>様式第1号</b>（第1条の3関係） 特定病院認定申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名又は名称</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略</p> <p><b>様式第1号の2</b>（第2条関係） 精神障害者等の診察及び保護の申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 記名押印に代えて署名することができる。</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係） 精神障害者から退院の申出があつた旨の届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">管理者名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 記名押印することができる。</p> <p><b>様式第9号</b>（第10条関係） 措置症状消退届出書 （表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">管理者名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>1 記名押印に代えて署名することができる。 2 省略 3 省略 4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>様式第16号</b>（第16条、様式第17号関係） 同意書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">同意者 氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同意者 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	氏名又は名称	㊟	省略			省略	氏名	㊟	省略			省略			省略	管理者名	㊟	省略			省略	管理者名	㊟	省略			省略			1 記名押印に代えて署名することができる。 2 省略 3 省略 4 省略			省略	同意者 氏名	㊟		同意者 氏名		省略		
省略	氏名又は名称	—																																																																																			
省略																																																																																					
省略	氏名	—																																																																																			
省略																																																																																					
省略																																																																																					
省略	管理者名	—																																																																																			
省略																																																																																					
省略	管理者名	—																																																																																			
省略																																																																																					
省略																																																																																					
1 省略 2 省略 3 省略																																																																																					
省略	同意者氏名 署名	—																																																																																			
	同意者氏名 署名																																																																																				
省略																																																																																					
省略	氏名又は名称	㊟																																																																																			
省略																																																																																					
省略	氏名	㊟																																																																																			
省略																																																																																					
省略																																																																																					
省略	管理者名	㊟																																																																																			
省略																																																																																					
省略	管理者名	㊟																																																																																			
省略																																																																																					
省略																																																																																					
1 記名押印に代えて署名することができる。 2 省略 3 省略 4 省略																																																																																					
省略	同意者 氏名	㊟																																																																																			
	同意者 氏名																																																																																				
省略																																																																																					

注1 署名に代えて記名押印することができる。

2～4 省略

様式第17号 (第17条関係) 医療保護入院届出書

様式第17号 (その1) (精神保健指定医による医療保護入院の場合)

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

注 省略

様式第17号 (その2) (特定医師による医療保護入院の場合)

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略

注 省略

様式第18号の2 (第19条関係) 医療保護入院者退院届出書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

選択肢については、それぞれ該当する算用数字、記号等を○で囲むこと。

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2～4 省略

様式第17号 (第17条関係) 医療保護入院届出書

様式第17号 (その1) (精神保健指定医による医療保護入院の場合)

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

注 省略

様式第17号 (その2) (特定医師による医療保護入院の場合)

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略

注 省略

様式第18号の2 (第19条関係) 医療保護入院者退院届出書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 選択肢については、それぞれ該当する算用数字、記号等を○で囲むこと。

様式第18号の3 (第19条の2関係) 応急入院指定病院指定申請書  
様式第18号の3 (その1)

省略	氏 名	—
省略		

注 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

様式第18号の3 (その2) (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る場合)

省略	氏名又は名称	—
省略		

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第18号の4 (第20条関係) 応急入院届出書  
様式第18号の4 (その1)

(表)

省略	管理者名	—
省略		

(裏)

省略
1 省略
2 省略

様式第18号の4 (その2) (特定医師による応急入院の場合)

(表)

省略	管理者名	—	省略
省略			省略

(裏)

省略
1 省略
2 省略
3 省略
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略

様式第18号の3 (第19条の2関係) 応急入院指定病院指定申請書  
様式第18号の3 (その1)

省略	氏 名	㊟
省略		

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

様式第18号の3 (その2) (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る場合)

省略	氏名又は名称	㊟
省略		

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第18号の4 (第20条関係) 応急入院届出書  
様式第18号の4 (その1)

(表)

省略	管理者名	㊟
省略		

(裏)

省略
1 記名押印に代えて署名することができる。
2 省略
3 省略

様式第18号の4 (その2) (特定医師による応急入院の場合)

(表)

省略	管理者名	㊟	省略
省略			省略

(裏)

省略
1 記名押印に代えて署名することができる。
2 省略
3 省略
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略

様式第18号の5 (第22条関係) 措置入院者定期病状報告書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

1 省略  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略  
6 省略  
7 省略  
8 省略  
9 省略  
10 省略  
11 省略

様式第18号の6 (第23条関係) 医療保護入院者定期病状報告書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

1 省略  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略  
6 省略  
7 省略  
8 省略  
9 省略  
10 省略  
11 省略

様式第18号の7 (第23条の2関係) 任意入院者定期病状報告書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

1 省略  
2 省略  
3 省略  
4 省略

様式第18号の5 (第22条関係) 措置入院者定期病状報告書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

1 記名押印に代えて署名することができる。  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略  
6 省略  
7 省略  
8 省略  
9 省略  
10 省略  
11 省略  
12 省略

様式第18号の6 (第23条関係) 医療保護入院者定期病状報告書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

1 記名押印に代えて署名することができる。  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略  
6 省略  
7 省略  
8 省略  
9 省略  
10 省略  
11 省略  
12 省略

様式第18号の7 (第23条の2関係) 任意入院者定期病状報告書

(表)

省略 管理者名	省略
省略	省略

(裏)

省略

1 記名押印に代えて署名することができる。  
2 省略  
3 省略  
4 省略  
5 省略

5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略

様式第19号（第24条関係） 措置入院者仮退院許可申請書

省略	管理者名	—
省略		

様式第20号（第24条関係） 仮退院者再入院届出書

省略	管理者名	—
省略		

様式第21号（第25条関係） 措置入院者事故報告書

省略	管理者名	—
省略		

様式第21号の2（第27条関係） 障害者手帳交付申請書

省略	氏名	—	
省略			
申請書を提出した者	氏名	—	省略
注意1	省略		
2	省略		
3	省略		
4	省略		

様式第23号（第29条関係） 障害者手帳氏名・居住地変更届

省略	氏名	—
省略		
省略		
注意	省略	

様式第24号（第30条関係） 障害者手帳再交付申請書

省略	氏名	—
省略		
省略		
注意1	省略	
2	省略	

6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略

様式第19号（第24条関係） 措置入院者仮退院許可申請書

省略	管理者名	㊟
省略		

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第20号（第24条関係） 仮退院者再入院届出書

省略	管理者名	㊟
省略		

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第21号（第25条関係） 措置入院者事故報告書

省略	管理者名	㊟
省略		

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第21号の2（第27条関係） 障害者手帳交付申請書

省略	氏名	㊟	
省略			
申請書を提出した者	氏名	㊟	省略
注意1	省略		
2	記入押印に代えて署名することができます。		
3	省略		
4	省略		
5	省略		

様式第23号（第29条関係） 障害者手帳氏名・居住地変更届

省略	氏名	㊟
省略		
省略		
注意1	省略	
2	記名押印に代えて署名することができます。	

様式第24号（第30条関係） 障害者手帳再交付申請書

省略	氏名	㊟
省略		
省略		
注意1	省略	
2	記名押印に代えて署名することができます。	
3	省略	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第363号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 区域  
伊予郡砥部町五本松2番1の一部（次の図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条

- 第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去  
〔次の図〕は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県中予保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第364号

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月愛媛県告示第1288号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号</b>（第7条関係） 県外産業廃棄物処理事前協議書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">協議者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第7条関係） 県外産業廃棄物処理事前協議書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">協議者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p><b>様式第2号</b>（第8条関係） 県外産業廃棄物処理実績報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">報告者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第2号</b>（第8条関係） 県外産業廃棄物処理実績報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">報告者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p><b>様式第3号</b>（第11条関係） 産業廃棄物処理施設設置等事前協議書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">協議者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>別紙1・別紙2 省略</p>	<p><b>様式第3号</b>（第11条関係） 産業廃棄物処理施設設置等事前協議書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">協議者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>別紙1・別紙2 省略</p>
<p><b>様式第4号</b>（第15条関係） 事故状況報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">報告者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p>省略</p> </div>	<p><b>様式第4号</b>（第15条関係） 事故状況報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">報告者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>省略</p> </div>



省略

注 省略

省略

注 省略

○愛媛県告示第365号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

宇和島市保田字椿ノ谷乙580番の一部、保田字上ノ原甲1854番1の一部、甲1854番2の一部、甲1855番1、甲1855番2、甲1855番3、甲1856番の一部、甲1858番の一部、甲1859番、甲1860番、甲1861番、甲1862番の一部、保田字上ノ原乙581番1、乙581番2、乙582番の一部、乙583番、乙584番1の一部、乙584番2の一部、乙586番の一部、乙587番の一部、乙590番の一部、乙595番の一部、乙597番の一部、乙598番の一部、乙599番の一部、乙600番の一部、乙602番の一部、乙603番の一部、乙604番の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号  
〔次の図〕は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。

○愛媛県告示第366号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

今治市波方町樋口字上谷甲1213番1、樋口字高山乙489番、乙491番2、乙497番4、乙497番36、乙497番109

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第367号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第

○愛媛県告示第370号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第1号（第3条、第4条、第14条、第15条、様式第2号関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書	様式第1号（第3条、第4条、第14条、第15条_____） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書

15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

今治市波方町西浦字草野甲3436番1、甲3436番3、甲3436番4、甲3436番5、甲3436番6、甲3436番7、甲3448番1、西浦字西浦乙1084番2、乙1084番3、乙1084番4、乙1088番2

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第368号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

西予市宇和町下川3219番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第369号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

喜多郡内子町内子4133番の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

〔次の図〕は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。

省略	代表者の住所及び氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第2号（第7条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実施状況報告書

省略	代表者の住所及び氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第3号（第8条、第9条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実績報告書

省略	代表者の住所及び氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第4号（第10条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）請求書

省略	代表者の住所及び氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第5号（第12条関係） 消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

省略	代表者の住所及び氏名	—
省略		

注 省略

省略	代表者の住所及び氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第2号（第7条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実施状況報告書

省略	代表者の住所及び氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第3号（第8条、第9条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実績報告書

省略	代表者の住所及び氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第4号（第10条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）請求書

省略	代表者の住所及び氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第5号（第12条関係） 消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

省略	代表者の住所及び氏名	㊟
省略		

注 省略

○愛媛県告示第371号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和46年8月愛媛県告示第698号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>様式第1号（第3条、第4条、第13条、第14条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所</td><td>—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>	省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	—	省略			省略			<p>様式第1号（第3条_____関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所</td><td>印</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>	省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	印	省略			省略		
省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	—																	
省略																			
省略																			
省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	印																	
省略																			
省略																			

様式第4号（第8条、第13条、第14条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）補助事業実施状況報告書

省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	—
省略		
省略		

注 省略

様式第5号（第9条、第10条、第13条、第14条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）補助事業実績報告書

省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	—
省略		
省略		

注 省略

様式第6号（第11条関係） 消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	—
省略		

注 省略

様式第4号（第8条\_\_\_\_\_関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）補助事業実施状況報告書

省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	印
省略		
省略		

注 省略

様式第5号（第9条\_\_\_\_\_関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）補助事業実績報告書

省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	印
省略		
省略		

注 省略

様式第6号（第11条関係） 消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

省略	市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所	印
省略		

注 省略

○愛媛県告示第372号

令和3年3月16日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市津島町増穂丙246番1ほか4筆	3,468
農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1100番1	1,338

2 認可年月日

令和3年3月19日

○愛媛県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人新居浜市大島土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

清算人氏名	住 所
近藤 達一	新居浜市大島229-1番地
合田 友一	新居浜市大島565番地
合田 進一	新居浜市大島570番地
山本 寛	新居浜市大島甲46番地
白石 寧美	新居浜市大島134番地
内山 隆市	新居浜市大島117番地
川上 八重子	新居浜市大島276番地
真鍋 正士	新居浜市大島460番地
後藤 一誠	新居浜市大島91番地

○愛媛県告示第374号

愛媛県治山事業施行規程（昭和61年3月愛媛県告示第427号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号</b>（第5条、<u>様式第2号</u>関係） 治山事業施行申請書 （表）</p> <p>省略</p> <p>注1 省略 2 <u>申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第5条関係） 治山事業の施行について</p> <p>省略 地方局長 —</p> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第5条_____関係） 治山事業施行申請書 （表）</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第5条関係） 治山事業の施行について</p> <p>省略 地方局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>注 省略</p>

○愛媛県告示第375号

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和46年9月愛媛県告示第794号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第2号</b>（第6条関係） 土地使用承諾書</p> <p>省略 1～6 省略 <u>注 土地所有者又は権利者が個人の場合にあつては、記名押印に 代えて署名することができる。</u></p> <p><b>様式第3号</b>（第8条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付申請書</p> <p>省略 市町長 —</p> <p>省略</p> <p><b>様式第6号</b>（第10条関係） 林地崩壊防止事業実施計画変更承認申 請書</p> <p>省略 市町長 —</p> <p>省略 注 省略</p> <p><b>様式第7号</b>（第11条関係） 工事着工届</p> <p>省略 市町長 —</p> <p>省略 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">省略</span></p> <p>省略</p> <p><b>様式第8号</b>（第13条、<u>第14条</u>関係） 完成届</p> <p>省略 市町長 —</p> <p>省略</p> <p><b>様式第11号</b>（第15条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付請求書</p> <p>省略 市町長 —</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第2号</b>（第6条関係） 土地使用承諾書</p> <p>省略 1～6 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第8条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付申請書</p> <p>省略 市町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>省略</p> <p><b>様式第6号</b>（第10条関係） 林地崩壊防止事業実施計画変更承認申 請書</p> <p>省略 市町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>省略 注 省略</p> <p><b>様式第7号</b>（第11条関係） 工事着工届</p> <p>省略 市町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>省略 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">省略</span></p> <p>省略</p> <p><b>様式第8号</b>（第13条_____関係） 完成届</p> <p>省略 市町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>省略</p> <p><b>様式第11号</b>（第15条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付請求書</p> <p>省略 市町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>省略</p>

様式第12号（第16条関係） 林地崩壊防止事業実績報告書  
 様式第12号（その1）  
 省略  
 市町長 —  
 省略  
 様式第12号（その2）～様式第12号（その4） 省略

様式第12号（第16条関係） 林地崩壊防止事業実績報告書  
 様式第12号（その1）  
 省略  
 市町長 ㊟  
 省略  
 様式第12号（その2）～様式第12号（その4） 省略

○愛媛県告示第376号

愛媛県単独治山事業補助金交付規程（昭和45年7月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。  
 令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第4条、<u>第10条</u>関係） 治山事業助成願            省略            省略            注 省略            様式第3号（第6条関係） 治山事業補助金交付申請書            省略            代表者職氏名 —            省略            様式第6号（第8条関係） 治山事業実施計画変更承認申請書            省略            代表者職氏名 —            省略            注 省略            様式第7号（第9条関係） 工事着工届            省略            代表者職氏名 —            省略            省略            省略            様式第8号（第11条、<u>第12条</u>関係） 完成届            省略            代表者職氏名 —            省略            様式第11号（第13条関係） 治山事業補助金交付請求書            省略            代表者職氏名 —            省略            省略            様式第12号（第14条関係） 治山事業補助金概算払請求書            省略            代表者職氏名 —            省略            省略            様式第13号（第15条関係） 仕入れに係る消費税等相当額報告書</p>	<p>様式第1号（第4条_____関係） 治山事業助成願            省略            ㊟            省略            注 省略            様式第3号（第6条関係） 治山事業補助金交付申請書            省略            代表者職氏名 ㊟            省略            様式第6号（第8条関係） 治山事業実施計画変更承認申請書            省略            代表者職氏名 ㊟            省略            注 省略            様式第7号（第9条関係） 工事着工届            省略            代表者職氏名 ㊟            省略            省略            省略            様式第8号（第11条_____関係） 完成届            省略            代表者職氏名 ㊟            省略            様式第11号（第13条関係） 治山事業補助金交付請求書            省略            代表者職氏名 ㊟            省略            省略            省略            様式第12号（第14条関係） 治山事業補助金概算払請求書            省略            代表者職氏名 ㊟            省略            省略            省略            様式第13号（第15条関係） 仕入れに係る消費税等相当額報告書</p>

省略	代表者職氏名	—
省略		

注 省略

省略	代表者職氏名	㊞
省略		

注 省略

○愛媛県告示第377号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
南宇和郡愛南町内泊1650から1652まで、船越1574、1575
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第378号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

- 津波災害警戒区域  
松山市、今治市、新居浜市、伊予市、四国中央市、及び松前町の区域（次の図に示す部分に限る。）
- 基準水位  
次の図のとおり  
〔次の図〕は、省略し、その図面は、土木部土木管理局土木管理課技術企画室、中予地方局、東予地方局、今治土木事務所、四国中央土木事務所、並びに松山市、今治市、新居浜市、伊予市、四国中央市、松前町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

中川3 345-Ⅲ -3003(1)	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
大窪 347-Ⅰ -449(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
鹿老渡 A 347-Ⅱ -1(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
大崎D 347-Ⅱ -6(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
上の地 下E 347-Ⅱ -17(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
上の地 下F 347-Ⅱ -18(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
土生 347-Ⅱ -25(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
平原A 347-Ⅱ -30(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
東上側 A 347-Ⅱ -49(1)	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
若宮 348-Ⅰ -480(1)	今治市 伯方町 有津 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
手先 348-Ⅱ -4(1)	今治市 伯方町 木浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊
羽田 348-Ⅱ -13(1)	今治市 伯方町 木浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊

西側1 348-II -35(1)	今治市 伯方町 叶浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田浦大 川 346- 1275	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流
沖2 348-II -55(1)	今治市 伯方町 北浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田ノ浦 上川 346- 1276	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流
沖3 348-II -56(1)	今治市 伯方町 浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	奥川 346- 1279	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流
弓場2 348-II -61(1)	今治市 伯方町 北浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	新川 346- 1280	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流
吉田2 348-II -66(1)	今治市 伯方町 北浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	浜田 川346- 1286	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流
吉田3 348-II -67(1)	今治市 伯方町 北浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	キオキ バ 川346- 1320	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	土石流
井口G 353-II -10(1)	今治市 上浦町 井口 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	仁江北 川 346- 2193	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流
白岩川 345- 1254	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	永地東 川 346- 2197	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流
羽双川 345- 1258	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	土石流	八田川 346- 2200	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流
防瀬川 345- 1269	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	木屋敷 川 347- 1331	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流
鳩岡川 345- 2171	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	土石流	長川 347- 1345	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流
宮ノ谷 川 345- 2187	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	戸代西 川 347- 1350	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流
田浦南 川 346- 1273	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	上ノ地 下上川 347- 1356	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流

早川東川 347-2209	今治市宮窪町早川・宮窪町余所国 (次の図のとおり)	土石流	青木原川 353-1466	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流
菅原 347-2213	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	大原川 353-1475	今治市上浦町甘崎 (次の図のとおり)	土石流
下川 347-2214-1	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	三佐川 353-1492	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流
戸代東川 347-2218	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	竹下川 353-1494	今治市上浦町盛 (次の図のとおり)	土石流
友浦北川 347-2221	今治市宮窪町友浦 (次の図のとおり)	土石流	西大見川 354-1501	今治市大三島町大見 (次の図のとおり)	土石流
国道川 348-1370	今治市伯方町有津 (次の図のとおり)	土石流	大見川 354-1502	今治市大三島町大見 (次の図のとおり)	土石流
寺坂川 348-1392-2	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	明日本川 354-1504-1	今治市大三島町和田条 (次の図のとおり)	土石流
新町川 348-1402	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	明日本川 354-1504-2	今治市大三島町和田条 (次の図のとおり)	土石流
清水川 348-1406	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	明治川 354-1508-2	今治市大三島町上条 (次の図のとおり)	土石流
西船越川 348-2224	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	瀧山川 354-1516-2	今治市大三島町添 (次の図のとおり)	土石流
東峠川 348-2227	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	市伊谷川 354-1518	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流
東植松川下川 348-2229	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	笠松川 354-1523	今治市大三島町笠松 (次の図のとおり)	土石流
前青木原川 353-1465	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	若津川 354-2257	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流



市伊谷川 354-2258	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流
深山川 354-2259	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流
小大下東谷 355-2270	今治市関前小大下 (次の図のとおり)	土石流
東山南 345-NK-102	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	地滑り
河之内 345-NK-103	今治市菊間町河之内 (次の図のとおり)	地滑り
宮本 345-NK-104	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	地滑り
南浦 346-NK-106	今治市吉海町南浦 (次の図のとおり)	地滑り
風無 346-NK-107	今治市吉海町名 (次の図のとおり)	地滑り
片山 346-NK-108	今治市吉海町名 (次の図のとおり)	地滑り
田浦 346-NK-109	今治市吉海町田浦 (次の図のとおり)	地滑り
友浦 347-NK-110	今治市宮窪町友浦 (次の図のとおり)	地滑り
余所国 347-NK-111	今治市宮窪町余所国 (次の図のとおり)	地滑り
盛 353-NK-118	今治市上浦町盛 (次の図のとおり)	地滑り

明日 354-NK-119	今治市大三島町明日 (次の図のとおり)	地滑り
浦戸南 354-NK-120	今治市大三島町浦戸 (次の図のとおり)	地滑り
宗方北 354-NK-121	今治市大三島町宗方 (次の図のとおり)	地滑り
白潟 355-NK-123	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	地滑り

〔次の図〕は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。

○愛媛県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
豊岡 60-6 484-II -6(2)	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥内川 484-2321	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流
下駄馬川 484-2325	北宇和郡松野町大字奥野川 (次の図のとおり)	土石流
下梨子谷川 484-2331	北宇和郡松野町大字奥野川 (次の図のとおり)	土石流
藤生川 484-1508	北宇和郡松野町大字目黒 (次の図のとおり)	土石流

愛媛県知事 中 村 時 広

上目黒川 484-1509	北宇和郡松野町大字目黒 (次の図のとおり)	土石流
六樋谷川 484-1510	北宇和郡松野町大字目黒 (次の図のとおり)	土石流
洗場川 484-1515	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流
下新田川 484-1534	北宇和郡松野町大字奥野川、大字蔵生 (次の図のとおり)	土石流
中奥野川 484-1537	北宇和郡松野町大字奥野川 (次の図のとおり)	土石流
中浅辺川 484-2256-1	北宇和郡松野町大字目黒 (次の図のとおり)	土石流
ジョフイ川 484-2300	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流
南百合谷川 484-2312	北宇和郡松野町大字蔵生 (次の図のとおり)	土石流
上組 484-J-452	北宇和郡松野町大字奥野川 (次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第381号

土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土石流災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

土石流災害警戒区域		
名称	指定の区域	土石流災害の発生原因となる自然現象の種類
永立寺南谷 402-1053	伊予郡砥部町宮内 (次の図のとおり)	土石流
北大角蔵西川 402-1073-2	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流
スルス川 402-1079	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流
南スルス川 402-2045-3	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流
橋谷 402-J016	伊予郡砥部町三角・原町 (次の図のとおり)	土石流
蔵ヶ谷 402-J017	伊予郡砥部町麻生・三角 (次の図のとおり)	土石流
天王川 403-1093-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流
中野川 403-1095-1	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流
西黒蔵川 403-2050-3	伊予郡砥部町多居谷 (次の図のとおり)	土石流
小屋ノ奥川 403-2062-1	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流
中替地川 403-2065	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流

二ツ木 402- NK-185	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	地滑り
立野 402- NK-187	伊予郡 砥部町 立野 (次の 図のと おり)	地滑り
大平 402- NK-188	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	地滑り
中野川 403-J- 166	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	地滑り
大内野 403-J- 167	伊予郡 砥部町 玉谷・ 満穂 (次の 図のと おり)	地滑り
鴨滝 403-J- 168	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	地滑り
総津 403-J- 169	伊予郡 砥部町 総津 (次の 図のと おり)	地滑り
黒木 403- NK-190	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	地滑り
駄場 403- NK-193	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	地滑り
高市両 方田 403-NS- 001	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	地滑り
高市石 野 403-NS- 002	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	地滑り
高市日 野浦 403-NS- 003	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	地滑り

高市切 迫 403-NS- 004	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	地滑り
高市山 谷 403-NS- 005	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	地滑り
多居谷 403-NS- 020	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	地滑り
黒蔵 403-NS- 043	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	地滑り
東奥組 403-NS- 047	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	地滑り
京地 403-NS- 049	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	地滑り
猿谷 403-NS- 086	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	地滑り
中峰 403-NS- 090	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	地滑り
多居谷 403-R- 001	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	地滑り

〔「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び砥部町に備えて一般の縦覧に供する。〕

○愛媛県告示第382号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

友清 361-I -2595(1)	東温市 上林 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	川内1 号谷 362- 2173	東温市 滑川 (次の 図のと おり)	土石流
伽藍 361-II -2(2)	東温市 下林 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	鴨川 362- 2181	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	土石流
上ノ段 361-II -30(1)	東温市 上村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	麓 361-J- 106	東温市 山之内 (次の 図のと おり)	地滑り
友清 361-II -41(1)	東温市 上林 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	利山 361-J- 107	東温市 上林 (次の 図のと おり)	地滑り
谷 361-II -44(1)	東温市 上林 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	花山 361-J- 493	東温市 上林 (次の 図のと おり)	地滑り
志津川 361-III -271(2)	東温市 志津川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	湧水 361-J- 494	東温市 上林 (次の 図のと おり)	地滑り
井内上 (7) 362-II -6(2)	東温市 井内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	警女童 361-J- 495	東温市 上林 (次の 図のと おり)	地滑り
則之内 4 362-II -9(2)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	警女童 361- NK-127	東温市 上林 (次の 図のと おり)	地滑り
惣田谷 下13 362-II -15(2)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	水越 362-J- 90	東温市 松瀬川 (次の 図のと おり)	地滑り
日浦 (4) 362-II -56(1)	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上ノ段 362-J- 91	東温市 松瀬川 (次の 図のと おり)	地滑り
和田丸 7 362-II -122(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	河之内 362-J- 92	東温市 土谷 (次の 図のと おり)	地滑り
惣田谷 下10 362-II -191(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	音田 362-J- 93	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	地滑り
狩場 (10) 362-II -205(1)	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	日浦 362-J- 94	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	地滑り
カシヤ マ川 361- 1292	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	大屋敷 362-J- 95	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	地滑り
惣野川 362- 1315	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	狩場 362-J- 96	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	地滑り

問屋 362-J-97	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	地滑り
黒岩 362-J-98	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	地滑り
板屋ノ 子 362-J-99	東温市 則之内 西 (次の 図のと おり)	地滑り
惣田谷 362-J-100	東温市 井内 (次の 図のと おり)	地滑り
奥惣田 谷 362-J-101	東温市 井内 (次の 図のと おり)	地滑り
中(北 間) 362-J-102	東温市 井内 (次の 図のと おり)	地滑り
仲屋 362-J-103	東温市 井内 (次の 図のと おり)	地滑り
大平 362-J-104	東温市 井内 (次の 図のと おり)	地滑り
久尾 362-J-105	東温市 則之内 西・井 内 (次の 図のと おり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第383号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大南 210- NK-70	伊予市 大平 (次の 図のと おり)	地滑り
中替地 404- NK-194	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	地滑り

福岡漆 404- NK-196	伊予市 中山町 出測 (次の 図のと おり)	地滑り
重藤 404- NK-197	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	地滑り
安場 404- NK-198	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	地滑り
柿谷 404- NK-199	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	地滑り
大寄 404- NK-200	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	地滑り
高岡 404- NK-202	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	地滑り
上永木 404- NK-207	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	地滑り
上野中 仁川登 404-NS- 55	伊予市 中山町 出 測・ 栗田 (次の 図のと おり)	地滑り
梅原 404-NS- 89	伊予市 中山町 中山 (次の 図のと おり)	地滑り
平沢 404-NS- 149	伊予市 中山町 出測 (次の 図のと おり)	地滑り
小池 404-NS- 153	伊予市 中山町 出測 (次の 図のと おり)	地滑り
山吹 404-NS- 171	伊予市 中山町 佐礼谷 (次の 図のと おり)	地滑り
岡 405- NK-208	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	地滑り

富岡 405- NK-212	伊予市 双海町 大久保 (次の 図のと おり)	地滑り
富貴上 405- NK-213	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
奥東 405- NK-215	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
下浜 405- NK-217	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
壺神 405- NK-218	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
満野浜 405- NK-219	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
奥 405-NS- 74	伊予市 双海町 高岸・ 上灘 (次の 図のと おり)	地滑り
粒野 405-NS- 140	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	地滑り
満野 405-NS- 163	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
池の窪 405-NS- 168	伊予市 双海町 串 (次の 図のと おり)	地滑り
奥大栄 405-R- 001	伊予市 双海町 上灘 (次の 図のと おり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び伊予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規

定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
里の側A 345-I-383(1)	今治市菊間町佐方 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	里の側A 345-I-383(1)	今治市菊間町佐方 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩谷B 345-I-386(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	岩谷B 345-I-386(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城ノ上A 345-I-388(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	城ノ上A 345-I-388(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光安 345-I-390(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	光安 345-I-390(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白岩1 345-I-391(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白岩1 345-I-391(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大城寺1 345-I-393(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大城寺1 345-I-393(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷 345-I-394(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	長谷 345-I-394(1)	今治市菊間町種 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
友政A 345-I-397(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	友政A 345-I-397(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
友政 345-I-398(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	友政 345-I-398(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西新開 345-I-399(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西新開 345-I-399(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船ヶ浦 345-I-400(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船ヶ浦 345-I-400(1)	今治市菊間町浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

門前A 345-I -402(1)	今治市 菊間町 池原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	門前A 345-I -402(1)	今治市 菊間町 池原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	里の側 4 345-II -4(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	里の側 4 345-II -4(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
門前B 345-I -403(1)	今治市 菊間町 池原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	門前B 345-I -403(1)	今治市 菊間町 池原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	里の側 5 345-II -5(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	里の側 5 345-II -5(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
松尾 345-I -406(1)	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	松尾 345-I -406(1)	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	藤原 345-II -6(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	藤原 345-II -6(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
中川1 345-I -411(1)	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中川1 345-I -411(1)	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	川向1 345-II -7(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川向1 345-II -7(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
滝の宮 345-I -412(1)	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	滝の宮 345-I -412(1)	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	川向2 345-II -8(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川向2 345-II -8(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
高田B 345-I -413(1)	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高田B 345-I -413(1)	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	川向3 345-II -9(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川向3 345-II -9(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
高田A 345-I -414(1)	今治市 菊間町 高田・ 浜 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高田A 345-I -414(1)	今治市 菊間町 高田・ 浜 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	川向4 345-II -10(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川向4 345-II -10(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
田村B 345-I -415(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田村B 345-I -415(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	江後1 345-II -11(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	江後1 345-II -11(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
田村A 345-I -416(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田村A 345-I -416(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	江後2 345-II -12(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	江後2 345-II -12(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
田之尻 345-I -418(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之尻 345-I -418(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	光野 345-II -13(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	光野 345-II -13(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
里の側 1 345-II -1(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	里の側 1 345-II -1(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	川筋 345-II -14(1)	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川筋 345-II -14(1)	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
里の側 2 345-II -2(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	里の側 2 345-II -2(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	城ノ上 4 345-II -18(1)	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城ノ上 4 345-II -18(1)	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
里の側 3 345-II -3(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	里の側 3 345-II -3(1)	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	城ノ上 5 345-II -19(1)	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城ノ上 5 345-II -19(1)	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり





本村3 345-II -46(1)	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本村3 345-II -46(1)	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	前田之 尻 345-II -59(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	前田之 尻 345-II -59(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
本村4 345-II -47(1)	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本村4 345-II -47(1)	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	田之尻 1 345-II -60(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田之尻 1 345-II -60(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
阿蘇 345-II -48(1)	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	阿蘇 345-II -48(1)	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	田之尻 2 345-II -61(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田之尻 2 345-II -61(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
田村 345-II -49(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田村 345-II -49(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	田之尻 3 345-III -3001(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田之尻 3 345-III -3001(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
山田1 345-II -50(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	山田1 345-II -50(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	田之尻 4 345-III -3002(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田之尻 4 345-III -3002(1)	今治市 菊間町 田之尻 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
山田2 345-II -51(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	山田2 345-II -51(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	片山 346-I -22(2)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	片山 346-I -22(2)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
三本松 1 345-II -52(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	三本松 1 345-II -52(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	平田 346-I -419(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	平田 346-I -419(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
三本松 2 345-II -53(1)	今治市 菊間町 浜・長 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	三本松 2 345-II -53(1)	今治市 菊間町 浜・長 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	椋名 346-I -423(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	椋名 346-I -423(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
明田1 345-II -54(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	明田1 345-II -54(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	椋名B 346-I -425(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	椋名B 346-I -425(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
明田2 345-II -55(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	明田2 345-II -55(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	泊A 346-I -431(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	泊A 346-I -431(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
明田3 345-II -56(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	明田3 345-II -56(1)	今治市 菊間町 長坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	泊B 346-I -432(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	泊B 346-I -432(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
吉田 345-II -57(1)	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	吉田 345-II -57(1)	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上組B 346-II -2(1)	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上組B 346-II -2(1)	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
奥西山 345-II -58(1)	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	奥西山 345-II -58(1)	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	前田 346-II -3(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	前田 346-II -3(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり

西側 346-II -4(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	西側 346-II -4(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	岡B 346-II -18(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡B 346-II -18(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
上側 346-II -5(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上側 346-II -5(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	井ノ谷 A 346-II -19(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	井ノ谷 A 346-II -19(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
相田 346-II -6(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	相田 346-II -6(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	井ノ谷 B 346-II -20(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	井ノ谷 B 346-II -20(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
北 346-II -7(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	北 346-II -7(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	田居A 346-II -21(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田居A 346-II -21(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
官山 346-II -8(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	官山 346-II -8(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	田居B 346-II -22(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田居B 346-II -22(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
左王 346-II -9(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	左王 346-II -9(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	永地(1) 346-II -23(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	永地(1) 346-II -23(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
南 346-II -10(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	南 346-II -10(1)	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	永地(2) 346-II -24(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	永地(2) 346-II -24(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
上所 346-II -11(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上所 346-II -11(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	永地(3) 346-II -25(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	永地(3) 346-II -25(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
名古地 346-II -12(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	名古地 346-II -12(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	南浦C 346-II -27(1)	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	南浦C 346-II -27(1)	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
上ノ谷 346-II -13(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上ノ谷 346-II -13(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	正味 346-II -29(1)	今治市 吉海町 正味 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	正味 346-II -29(1)	今治市 吉海町 正味 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
平草 346-II -14(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	平草 346-II -14(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	水場A 346-II -30(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	水場A 346-II -30(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
志津見 346-II -15(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	志津見 346-II -15(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	水場B 346-II -31(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	水場B 346-II -31(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
岡A 346-II -16(1)	今治市 吉海町 八幡 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡A 346-II -16(1)	今治市 吉海町 八幡 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	宇津呂 346-II -32(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	宇津呂 346-II -32(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり

南組(1) 346-II -34(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	南組(1) 346-II -34(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	余所国 A 347-I -439(1)	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	余所国 A 347-I -439(1)	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
北側 346-II -35(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	北側 346-II -35(1)	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	仲側 347-I -442(1)	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	仲側 347-I -442(1)	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
扇 346-II -36(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	扇 346-II -36(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	鶴島A 347-I -443(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	鶴島A 347-I -443(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
本庄(1) 346-II -37(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本庄(1) 346-II -37(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	鶴島B 347-I -444(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	鶴島B 347-I -444(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
本庄(2) 346-II -38(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本庄(2) 346-II -38(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	江口第 2 347-I -445(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	江口第 2 347-I -445(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
本庄(3) 346-II -39(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本庄(3) 346-II -39(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	中村 347-I -447(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	中村 347-I -447(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
本庄(7) 346-II -43(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本庄(7) 346-II -43(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	天皇A 347-I -450(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	天皇A 347-I -450(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
風無 346-II -1001(2)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	風無 346-II -1001(2)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	天皇C 347-I -452(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	天皇C 347-I -452(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
南浦 346-II -1002(2)	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	南浦 346-II -1002(2)	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	土生 347-I -453(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	土生 347-I -453(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
本庄C 346-II -1003(2)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	本庄C 346-II -1003(2)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	土井野 347-I -454(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	土井野 347-I -454(1)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
志津見 (2) 346-III -2(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	志津見 (2) 346-III -2(1)	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	赤部 347-I -458(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	赤部 347-I -458(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
江口 347-I -25(2)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	江口 347-I -25(2)	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上地下 A 347-I -459(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上地下 A 347-I -459(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
早川A 347-I -437(1)	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	早川A 347-I -437(1)	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上地下 B 347-I -460(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上地下 B 347-I -460(1)	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり















甘崎A 353-I -21(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	甘崎A 353-I -21(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上条 354-I -561(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上条 354-I -561(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
甘崎B 353-II -22(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	甘崎B 353-II -22(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	下条 354-I -562(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	下条 354-I -562(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
甘崎C 353-II -23(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	甘崎C 353-II -23(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	新地 354-I -563(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	新地 354-I -563(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
甘崎D 353-II -24(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	甘崎D 353-II -24(1)	今治市 上浦町 甘崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	四捨賀 354-I -564(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	四捨賀 354-I -564(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
甘崎E 353-II -25(1)	今治市 上浦町 甘崎・ 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	甘崎E 353-II -25(1)	今治市 上浦町 甘崎・ 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	添A 354-I -565(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	添A 354-I -565(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
瀬戸A 353-II -26(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	瀬戸A 353-II -26(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	添B 354-I -566(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	添B 354-I -566(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
瀬戸B 353-II -27(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	瀬戸B 353-II -27(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	山田A 354-I -567(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	山田A 354-I -567(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
瀬戸C 353-II -28(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	瀬戸C 353-II -28(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	山田B 354-I -568(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	山田B 354-I -568(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
瀬戸D 353-II -29(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	瀬戸D 353-II -29(1)	今治市 上浦町 瀬戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	井戸 354-I -569(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	井戸 354-I -569(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
洲元B 354-I -553(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	洲元B 354-I -553(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	郷A 354-I -573(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	郷A 354-I -573(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
高知奥 354-I -556(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高知奥 354-I -556(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	郷B 354-I -574(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	郷B 354-I -574(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
明日 354-I -559(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	明日 354-I -559(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	長尾 354-I -575(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	長尾 354-I -575(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
屋島谷 354-I -560(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	屋島谷 354-I -560(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり							

平尾A 354-I -576(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平尾A 354-I -576(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	長間谷 A 354-II -4(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	長間谷 A 354-II -4(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
平尾B 354-I -577(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平尾B 354-I -577(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	長間谷 B 354-II -5(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	長間谷 B 354-II -5(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
瀬戸 354-I -578(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	瀬戸 354-I -578(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	篠浜 354-II -6(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	篠浜 354-II -6(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
浦戸 354-I -579(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	浦戸 354-I -579(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	大見 354-II -7(1)	今治市 大三島 町大見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大見 354-II -7(1)	今治市 大三島 町大見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
宗方D 354-I -580(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗方D 354-I -580(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	明日 354-II -8(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	明日 354-II -8(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
宗方E 354-I -581(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗方E 354-I -581(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	下条 354-II -9(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下条 354-II -9(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
宗方A 354-I -582(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗方A 354-I -582(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	山田C 354-II -10(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	山田C 354-II -10(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
宗方B 354-I -583(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗方B 354-I -583(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	井戸 354-II -11(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	井戸 354-II -11(1)	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
幸崎 354-I -584(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	幸崎 354-I -584(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	砂塚 354-II -12(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	砂塚 354-II -12(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
宗方F 354-I -2658(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗方F 354-I -2658(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	奥迫 354-II -13(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	奥迫 354-II -13(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
洲元A 354-II -1(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	洲元A 354-II -1(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	下の浜 354-II -14(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下の浜 354-II -14(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
洲元 354-II -2(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	洲元 354-II -2(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり	六の浜 354-II -15(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	六の浜 354-II -15(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり
和泉 354-II -3(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	和泉 354-II -3(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図 のと おり							

口総谷 354-II -16(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	口総谷 354-II -16(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
浜B 354-II -17(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	浜B 354-II -17(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
大山 354-II -18(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大山 354-II -18(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
黒瀬 354-II -19(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	黒瀬 354-II -19(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
頼近 354-II -20(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	頼近 354-II -20(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
高知奥 A 354-II -21(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高知奥 A 354-II -21(1)	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
和田条 A 354-II -22(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	和田条 A 354-II -22(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
浜A 354-II -23(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	浜A 354-II -23(1)	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
カジャ A 354-II -24(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	カジャ A 354-II -24(1)	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
笠松 354-II -25(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	笠松 354-II -25(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
上長瀬 A 354-II -26(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上長瀬 A 354-II -26(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
上長瀬 B 354-II -27(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上長瀬 B 354-II -27(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり

奥条 354-II -28(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	奥条 354-II -28(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
谷条 354-II -29(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	谷条 354-II -29(1)	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
岡条 354-II -30(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡条 354-II -30(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
浜条 354-II -31(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	浜条 354-II -31(1)	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
北川 354-II -32(1)	今治市 大三島 町北川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	北川 354-II -32(1)	今治市 大三島 町北川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
向山A 354-II -33(1)	今治市 大三島 町向山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	向山A 354-II -33(1)	今治市 大三島 町向山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
宗方 354-II -34(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	宗方 354-II -34(1)	今治市 大三島 町宗方 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
城の谷 355-I -586(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	城の谷 355-I -586(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
岡村B 355-I -587(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡村B 355-I -587(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
園地 355-I -588(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	園地 355-I -588(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
岡村西 側 355-I -589(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡村西 側 355-I -589(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
岡村A 355-I -590(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡村A 355-I -590(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
風呂側 355-I -591(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	風呂側 355-I -591(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり

岡村C 355-I -593(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岡村C 355-I -593(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上大谷 川 345- 2175	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	上大谷 川 345- 2175	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
白濁 355-I -594(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	白濁 355-I -594(1)	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	谷奥川 345- 2176	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	谷奥川 345- 2176	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
中山B 355-I -596(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	中山B 355-I -596(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	樽谷川 345- 2177	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	樽谷川 345- 2177	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
東山A 355-I -597(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	東山A 355-I -597(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	西阿蘇 川 345- 2178	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	西阿蘇 川 345- 2178	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
小大下 中山 355-I -598(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	小大下 中山 355-I -598(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	紫坂川 345- 2179	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	紫坂川 345- 2179	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
大下A 355-I -600(1)	今治市 関前大 下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大下A 355-I -600(1)	今治市 関前大 下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	ソベト 川 345- 2180	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流	ソベト 川 345- 2180	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
大下B 355-I -601(1)	今治市 関前大 下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大下B 355-I -601(1)	今治市 関前大 下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	おはな し川 345- 2181	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	おはな し川 345- 2181	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
大下C 355-I -602(1)	今治市 関前大 下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大下C 355-I -602(1)	今治市 関前大 下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	長者川 345- 2182	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	長者川 345- 2182	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
明神 355-II -1(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	明神 355-II -1(1)	今治市 関前小 大下 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	国又川 345- 2183	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	国又川 345- 2183	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
細谷川 345- 1264	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流	細谷川 345- 1264	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	竹ノ谷 川 345- 2184	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	竹ノ谷 川 345- 2184	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
種川 345- 2172	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	種川 345- 2172	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	奥西山 上川 345- 2185	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	奥西山 上川 345- 2185	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
美ノ谷 東川 345- 2173	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	美ノ谷 東川 345- 2173	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	奥西山 下川 345- 2186	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	奥西山 下川 345- 2186	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
東山谷 川 345- 2174	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	東山谷 川 345- 2174	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	中岩童 子川 345- 2188	今治市 菊間町 浜 (次の 図のと おり)	土石流	中岩童 子川 345- 2188	今治市 菊間町 浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり

大戸川 345- J036	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	土石流	大戸川 345- J036	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	仁江下 川 346- 2195	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	仁江下 川 346- 2195	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
高田川 345- J037	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	土石流	高田川 345- J037	今治市 菊間町 高田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	奥川 346- 2196	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	奥川 346- 2196	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
田ノ浦 下川 346- 1277	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	田ノ浦 下川 346- 1277	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	永地上 川 346- 2198	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	永地上 川 346- 2198	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
相田川 346- 1285	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	相田川 346- 1285	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	井ノ谷 川 346- 2199	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	井ノ谷 川 346- 2199	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
仁江川 346- 1291	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	仁江川 346- 1291	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	椋名川 346- 2201	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	土石流	椋名川 346- 2201	今治市 吉海町 椋名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
瀬賀居 川 346- 1294	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	瀬賀居 川 346- 1294	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	下田水 南川 346- 2202	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	下田水 南川 346- 2202	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
永地下 川 346- 1296	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	永地下 川 346- 1296	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	水場下 川 346- 2203	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	水場下 川 346- 2203	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
納屋川 346- 1298	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流	納屋川 346- 1298	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	風無川 346- 2204	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	風無川 346- 2204	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
田浦西 川 346- 2189	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	田浦西 川 346- 2189	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	志津見 南川 346- 2205	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	志津見 南川 346- 2205	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
南相田 川 346- 2190	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	南相田 川 346- 2190	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	平草川 346- 2206	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	平草川 346- 2206	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
北西川 346- 2191	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北西川 346- 2191	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	早川立 石川 347- 1327	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	土石流	早川立 石川 347- 1327	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
北坂川 346- 2192	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北坂川 346- 2192	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	江口川 347- 1337	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	江口川 347- 1337	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
仁江上 川 346- 2194	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	仁江上 川 346- 2194	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	山田川 347- 1342	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	山田川 347- 1342	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり

金山谷川 347-1343	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	金山谷川 347-1343	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
金山北 347-1344	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	金山北 347-1344	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
早川西川 347-2207	今治市宮窪町早川 (次の図のとおり)	土石流	早川西川 347-2207	今治市宮窪町早川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
早川中川 347-2208	今治市宮窪町早川 (次の図のとおり)	土石流	早川中川 347-2208	今治市宮窪町早川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西ノ川 347-2210	今治市宮窪町余所国 (次の図のとおり)	土石流	西ノ川 347-2210	今治市宮窪町余所国 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
余所国西川 347-2211	今治市宮窪町余所国 (次の図のとおり)	土石流	余所国西川 347-2211	今治市宮窪町余所国 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下川 347-2214-2	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	下川 347-2214-2	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山田上川 347-2215	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	山田上川 347-2215	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
金山南 347-2216	今治市宮窪町宮窪・吉海町仁江 (次の図のとおり)	土石流	金山南 347-2216	今治市宮窪町宮窪・吉海町仁江 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山田下川 347-2217	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	山田下川 347-2217	今治市宮窪町宮窪 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
コエラ 347-2219	今治市宮窪町宮窪・宮窪町友浦 (次の図のとおり)	土石流	コエラ 347-2219	今治市宮窪町宮窪・宮窪町友浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柳奥川 347-2220	今治市宮窪町友浦 (次の図のとおり)	土石流	柳奥川 347-2220	今治市宮窪町友浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺坂川 348-1392-1	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	寺坂川 348-1392-1	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
隅谷川 348-1401	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	隅谷川 348-1401	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西側川 348-1413	今治市伯方町叶浦 (次の図のとおり)	土石流	西側川 348-1413	今治市伯方町叶浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
国道川 348-2222	今治市伯方町有津 (次の図のとおり)	土石流	国道川 348-2222	今治市伯方町有津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東船越川 348-2223	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	東船越川 348-2223	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北小田川 348-2225	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	北小田川 348-2225	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池田川 348-2226	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	池田川 348-2226	今治市伯方町北浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三坂山上川 348-2228	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	三坂山上川 348-2228	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下枝越川 348-2230	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	下枝越川 348-2230	今治市伯方町伊方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山田川 348-2231	今治市伯方町叶浦 (次の図のとおり)	土石流	山田川 348-2231	今治市伯方町叶浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
地谷東川 353-1468	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	地谷東川 353-1468	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
戸坂南川 353-1480	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	戸坂南川 353-1480	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
戸坂南上川 353-1481	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	戸坂南上川 353-1481	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

古戸川 353-1487	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	古戸川 353-1487	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	宗方本川 354-1545	今治市大三島町宗方 (次の図のとおり)	土石流	宗方本川 354-1545	今治市大三島町宗方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下坂川 353-2246	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	下坂川 353-2246	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	洲元西川 354-2254	今治市大三島町洲元 (次の図のとおり)	土石流	洲元西川 354-2254	今治市大三島町洲元 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬戸中川 353-2247	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	瀬戸中川 353-2247	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	洲元東川 354-2255	今治市大三島町洲元 (次の図のとおり)	土石流	洲元東川 354-2255	今治市大三島町洲元 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬戸東川 353-2248	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	瀬戸東川 353-2248	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	深山下川 354-2256	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流	深山下川 354-2256	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬戸北川 353-2249	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	瀬戸北川 353-2249	今治市上浦町瀬戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	台本川 354-2260	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流	台本川 354-2260	今治市大三島町深山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古戸下川 353-2250	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	古戸下川 353-2250	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	井戸川 354-2261	今治市大三島町山田 (次の図のとおり)	土石流	井戸川 354-2261	今治市大三島町山田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古戸上北川 353-2251	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	古戸上北川 353-2251	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	野々江東川 354-2262	今治市大三島町笠松 (次の図のとおり)	土石流	野々江東川 354-2262	今治市大三島町笠松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古戸上川 353-2252	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	古戸上川 353-2252	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平尾条上川 354-2263	今治市大三島町口総 (次の図のとおり)	土石流	平尾条上川 354-2263	今治市大三島町口総 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
明見山谷川 353-2253	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	明見山谷川 353-2253	今治市上浦町井口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平尾条下川 354-2264	今治市大三島町口総 (次の図のとおり)	土石流	平尾条下川 354-2264	今治市大三島町口総 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
明治川 354-1508-1	今治市大三島町上条 (次の図のとおり)	土石流	明治川 354-1508-1	今治市大三島町上条 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	藤の木西川 354-2265	今治市大三島町藤本 (次の図のとおり)	土石流	藤の木西川 354-2265	今治市大三島町藤本 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀧山川 354-1516-1	今治市大三島町添 (次の図のとおり)	土石流	瀧山川 354-1516-1	今治市大三島町添 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	藤の木中川 354-2266	今治市大三島町藤本 (次の図のとおり)	土石流	藤の木中川 354-2266	今治市大三島町藤本 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山田本川 354-1519	今治市大三島町山田 (次の図のとおり)	土石流	山田本川 354-1519	今治市大三島町山田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	藤の木南川 354-2267	今治市大三島町藤本 (次の図のとおり)	土石流	藤の木南川 354-2267	今治市大三島町藤本 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
野々江大川 354-1528	今治市大三島町野々江 (次の図のとおり)	土石流	野々江大川 354-1528	今治市大三島町野々江 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	甲口西川 354-2268-1	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	甲口西川 354-2268-1	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり



甲口西川 354-2268-2	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	甲口西川 354-2268-2	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
甲口西川 354-2268-3	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	甲口西川 354-2268-3	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
甲口東川 354-2269	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	甲口東川 354-2269	今治市大三島町甲口 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
園地川 355-1554	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	園地川 355-1554	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。

○愛媛県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福井 484-I-163(2)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	福井 484-I-163(2)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松丸 484-I-2292(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	松丸 484-I-2292(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
礁崎 484-I-2293(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	礁崎 484-I-2293(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井北 484-I-2294(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向井北 484-I-2294(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井南 484-I-2295(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向井南 484-I-2295(1)	北宇和郡松野町大字松丸 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

耳取 484-I-2297(1)	北宇和郡松野町大字延野々 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	耳取 484-I-2297(1)	北宇和郡松野町大字延野々 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石ヶ内 484-I-2298(1)	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	石ヶ内 484-I-2298(1)	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
窪田 484-I-2299(1)	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	窪田 484-I-2299(1)	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野々北 484-I-2300(1)	北宇和郡松野町大字日黒 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野々北 484-I-2300(1)	北宇和郡松野町大字日黒 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬船 484-I-2301(1)	北宇和郡松野町大字日黒 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	馬船 484-I-2301(1)	北宇和郡松野町大字日黒 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梁瀬上 484-I-2302(1)	北宇和郡松野町大字吉野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	梁瀬上 484-I-2302(1)	北宇和郡松野町大字吉野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梁瀬下 484-I-2303(1)	北宇和郡松野町大字吉野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	梁瀬下 484-I-2303(1)	北宇和郡松野町大字吉野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷口 484-I-2304(1)	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷口 484-I-2304(1)	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
櫻谷 484-I-2305(1)	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	櫻谷 484-I-2305(1)	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下組 484-I-2307(1)	北宇和郡松野町大字奥野川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下組 484-I-2307(1)	北宇和郡松野町大字奥野川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榎谷 484-I-2625(1)	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	榎谷 484-I-2625(1)	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり























目黒 9-32 484-II -205(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-32 484-II -205(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	道喰川 484- 1532	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	道喰川 484- 1532	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-33 484-II -206(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-33 484-II -206(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	西国木 川 484- 2264	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	西国木 川 484- 2264	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-34 484-II -207(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-34 484-II -207(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	東国木 川 484- 2266	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	東国木 川 484- 2266	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-35 484-II -208(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-35 484-II -208(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	東祝井 川 484- 2309	北宇和 郡松野 町大字 吉野 (次の 図のと おり)	土石流	東祝井 川 484- 2309	北宇和 郡松野 町大字 吉野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-36 484-II -209(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-36 484-II -209(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	下百合 谷川 484- 2313	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	下百合 谷川 484- 2313	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-37 484-II -210(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-37 484-II -210(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	西下新 田川 484- 2314	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	西下新 田川 484- 2314	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-38 484-II -211(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-38 484-II -211(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	下本村 川 484- 2315	北宇和 郡松野 町大字 奥野川 (次の 図のと おり)	土石流	下本村 川 484- 2315	北宇和 郡松野 町大字 奥野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-39 484-II -212(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-39 484-II -212(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	東蕨生 川(1) 484- 2316	北宇和 郡松野 町大字 奥野川 (次の 図のと おり)	土石流	東蕨生 川(1) 484- 2316	北宇和 郡松野 町大字 奥野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-40 484-II -213(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-40 484-II -213(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	大久保 川 484- 2317	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 484- 2317	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-41 484-II -214(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-41 484-II -214(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	東蕨生 川(2) 484- 2318	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	東蕨生 川(2) 484- 2318	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
目黒 9-42 484-II -215(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	目黒 9-42 484-II -215(1)	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	西遊鶴 羽川 484- 2319	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	西遊鶴 羽川 484- 2319	北宇和 郡松野 町大字 蕨生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり

中西谷川 484-2320	北宇和郡松野町大字 蕨生 (次の図のとおり)	土石流	中西谷川 484-2320	北宇和郡松野町大字 蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下奥内川 484-1536	北宇和郡松野町大字 蕨生 (次の図のとおり)	土石流	下奥内川 484-1536	北宇和郡松野町大字 蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下小藤川 484-2322	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	下小藤川 484-2322	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中浅辺川 484-2256-2	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	中浅辺川 484-2256-2	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北奥野川(2) 484-2323	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	北奥野川(2) 484-2323	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西浅辺川 484-2257	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	西浅辺川 484-2257	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
駄馬川 484-2324	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	駄馬川 484-2324	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下西の川 484-2258	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	下西の川 484-2258	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
やけすご川 484-2326	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	やけすご川 484-2326	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	北目黒川 484-2259	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	北目黒川 484-2259	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮の川 484-2327	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	宮の川 484-2327	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	若山口川 484-2260	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	若山口川 484-2260	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下大内の又川 484-2328	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	下大内の又川 484-2328	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上目黒川 484-2261	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	上目黒川 484-2261	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上大内の又川 484-2329	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	上大内の又川 484-2329	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南国木川 484-2262	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	南国木川 484-2262	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大内の又川 484-2330	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	大内の又川 484-2330	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	北国木川 484-2263	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	北国木川 484-2263	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中梨子谷川 484-2332	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	中梨子谷川 484-2332	北宇和郡松野町大字 奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東国木川 484-2265	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	東国木川 484-2265	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下池田橋川 484-2333	北宇和郡松野町大字 蕨生 (次の図のとおり)	土石流	下池田橋川 484-2333	北宇和郡松野町大字 蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上国木谷川 484-2267	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	上国木谷川 484-2267	北宇和郡松野町大字 目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

中組川 484- 2268	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	中組川 484- 2268	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	家地川 -A 484- 2275-2	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	家地川 -A 484- 2275-2	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
東中組 川 484- 2269	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	東中組 川 484- 2269	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	家地川 -B 484- 2276	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	家地川 -B 484- 2276	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
西野々 川 484- 2270	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	西野々 川 484- 2270	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	上家地 川 484- 2277	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	上家地 川 484- 2277	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
東野々 川 484- 2271	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	東野々 川 484- 2271	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	下家地 川 484- 2278	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	下家地 川 484- 2278	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
野々北 川 484- 2272	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	野々北 川 484- 2272	北宇和 郡松野 町大字 目黒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	下須山 川 484- 2279	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	下須山 川 484- 2279	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
面谷川 484- 2273-1	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	面谷川 484- 2273-1	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	西葛川 484- 2280	北宇和 郡松野 町大字 吉野・ 高知県 四万十 市西土 佐 (次の 図のと おり)	土石流	西葛川 484- 2280	北宇和 郡松野 町大字 吉野・ 高知県 四万十 市西土 佐 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
面谷川 484- 2273-2	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	面谷川 484- 2273-2	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	北大谷 川 484- 2281	北宇和 郡松野 町大字 蔵生 (次の 図のと おり)	土石流	北大谷 川 484- 2281	北宇和 郡松野 町大字 蔵生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
面谷川 484- 2273-3	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	面谷川 484- 2273-3	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	西富尻 川 484- 2282	北宇和 郡松野 町大字 富岡 (次の 図のと おり)	土石流	西富尻 川 484- 2282	北宇和 郡松野 町大字 富岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
面谷川 484- 2273-4	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	面谷川 484- 2273-4	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	北古屋 川 484- 2283	北宇和 郡松野 町大字 富岡 (次の 図のと おり)	土石流	北古屋 川 484- 2283	北宇和 郡松野 町大字 富岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
南家地 川 484- 2274	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	南家地 川 484- 2274	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	西古屋 川 484- 2284	北宇和 郡松野 町大字 富岡 (次の 図のと おり)	土石流	西古屋 川 484- 2284	北宇和 郡松野 町大字 富岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
家地川 -A 484- 2275-1	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	家地川 -A 484- 2275-1	北宇和 郡松野 町大字 上家地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり							

南古屋川 484-2285	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	南古屋川 484-2285	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	立石川 484-2296	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	立石川 484-2296	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上堀切川 484-2286	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	上堀切川 484-2286	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	奥鯛川 484-2298	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	奥鯛川 484-2298	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西古屋川 484-2287	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	西古屋川 484-2287	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	雨宮川 484-2299	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	雨宮川 484-2299	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西古屋川 484-2288	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	西古屋川 484-2288	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	向ヶ谷川 484-2301	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	向ヶ谷川 484-2301	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
須山口川 484-2289	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	須山口川 484-2289	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下宮川 484-2302	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	下宮川 484-2302	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下久米地川 484-2290	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	下久米地川 484-2290	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下石内川 484-2303	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	下石内川 484-2303	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上久米地川 484-2291	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	上久米地川 484-2291	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南石内川 484-2304	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	南石内川 484-2304	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥久米地川 484-2292	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	奥久米地川 484-2292	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西石が内川 484-2305	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	西石が内川 484-2305	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地吉川 484-2293	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	下地吉川 484-2293	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中石が内川 484-2306-1	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	中石が内川 484-2306-1	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上地吉川 484-2294	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	上地吉川 484-2294	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中石が内川 484-2306-2	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	中石が内川 484-2306-2	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下洗場川 484-2295	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	下洗場川 484-2295	北宇和郡松野町大字富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	石が内川 484-2307	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	石が内川 484-2307	北宇和郡松野町大字豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

古井谷川 484-2308	北宇和郡松野町大字延野々 (次の図のとおり)	土石流	古井谷川 484-2308	北宇和郡松野町大字延野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東池の奥川 484-2310-1	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流	東池の奥川 484-2310-1	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東池の奥川 484-2310-2	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流	東池の奥川 484-2310-2	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西池の奥川 484-2311	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流	西池の奥川 484-2311	北宇和郡松野町大字蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。

○愛媛県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
川井 402-I-972(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川井 402-I-972(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大角蔵 402-I-973(1)	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大角蔵 402-I-973(1)	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外山B 402-I-974(1)	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	外山B 402-I-974(1)	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外山A 402-I-975(1)	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	外山A 402-I-975(1)	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

あかがね 402-I-976(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	あかがね 402-I-976(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩谷 402-I-977(1)	伊予郡砥部町岩谷・岩谷・谷口・大南 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	岩谷 402-I-977(1)	伊予郡砥部町岩谷・岩谷・谷口・大南 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川下B 402-I-979(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川下B 402-I-979(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川中 402-I-981(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川中 402-I-981(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千里口 402-I-983(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	千里口 402-I-983(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
頭ノ向B 402-I-2604(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	頭ノ向B 402-I-2604(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下組 402-I-2605(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下組 402-I-2605(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原町A 402-II-1(1)	伊予郡砥部町原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	原町A 402-II-1(1)	伊予郡砥部町原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原町B 402-II-2(1)	伊予郡砥部町原町・麻生・三角 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	原町B 402-II-2(1)	伊予郡砥部町原町・麻生・三角 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原町C 402-II-3(1)	伊予郡砥部町原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	原町C 402-II-3(1)	伊予郡砥部町原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上原町A 402-II-4(1)	伊予郡砥部町上原町・原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上原町A 402-II-4(1)	伊予郡砥部町上原町・原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上原町B 402-II-5(1)	伊予郡砥部町上原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上原町B 402-II-5(1)	伊予郡砥部町上原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



宮内A 402-II -6(1)	伊予郡 砥部町 宮内・ 川井 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	宮内A 402-II -6(1)	伊予郡 砥部町 宮内・ 川井 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	外山C 402-II -24(2)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	外山C 402-II -24(2)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
宮内B 402-II -7(1)	伊予郡 砥部町 宮内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	宮内B 402-II -7(1)	伊予郡 砥部町 宮内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	外山D 402-II -25(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	外山D 402-II -25(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
頭ノ向 402-II -8(1)	伊予郡 砥部町 川井・ 宮内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	頭ノ向 402-II -8(1)	伊予郡 砥部町 川井・ 宮内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	外山E 402-II -26(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	外山E 402-II -26(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
千足 402-II -11(1)	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	千足 402-II -11(1)	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	外山F 402-II -28(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	外山F 402-II -28(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
あかが ねA 402-II -15(1)	伊予郡 砥部町 川井 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	あかが ねA 402-II -15(1)	伊予郡 砥部町 川井 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	鶴崎A 402-II -29(1)	伊予郡 砥部町 鶴崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	鶴崎A 402-II -29(1)	伊予郡 砥部町 鶴崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
田ノ浦 402-II -16(1)	伊予郡 砥部町 田ノ浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	田ノ浦 402-II -16(1)	伊予郡 砥部町 田ノ浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	鶴崎B 402-II -30(1)	伊予郡 砥部町 鶴崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	鶴崎B 402-II -30(1)	伊予郡 砥部町 鶴崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
七折A 402-II -18(1)	伊予郡 砥部町 七折 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	七折A 402-II -18(1)	伊予郡 砥部町 七折 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	鶴崎C 402-II -31(1)	伊予郡 砥部町 鶴崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	鶴崎C 402-II -31(1)	伊予郡 砥部町 鶴崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
大角蔵 A 402-II -19(1)	伊予郡 砥部町 大角蔵 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大角蔵 A 402-II -19(1)	伊予郡 砥部町 大角蔵 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	大南B 402-II -33(2)	伊予郡 砥部町 大南 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大南B 402-II -33(2)	伊予郡 砥部町 大南 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
大角蔵 B 402-II -20(1)	伊予郡 砥部町 大角蔵 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大角蔵 B 402-II -20(1)	伊予郡 砥部町 大角蔵 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	岩谷C 402-II -39(1)	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岩谷C 402-II -39(1)	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
大南A 402-II -21(2)	伊予郡 砥部町 大南・ 五本松 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大南A 402-II -21(2)	伊予郡 砥部町 大南・ 五本松 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	大平D 402-II -40(1)	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大平D 402-II -40(1)	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
五本松 402-II -22(1)	伊予郡 砥部町 五本松 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	五本松 402-II -22(1)	伊予郡 砥部町 五本松 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	大平C 402-II -41(1)	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大平C 402-II -41(1)	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
外山B 402-II -23(2)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	外山B 402-II -23(2)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	大平B 402-II -42(1)	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大平B 402-II -42(1)	伊予郡 砥部町 大平 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり
							岩谷A 402-II -43(1)	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	岩谷A 402-II -43(1)	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり





高市I 403-II -33(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高市I 403-II -33(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	南表山 川 402- 1055-1	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	土石流	南表山 川 402- 1055-1	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
高市J 403-II -34(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高市J 403-II -34(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	南表山 川 402- 1055-2	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	土石流	南表山 川 402- 1055-2	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
高市K 403-II -35(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高市K 403-II -35(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	猪ノ谷 川 402- 1059	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	猪ノ谷 川 402- 1059	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
高市L 403-II -36(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高市L 403-II -36(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	北大角 蔵西川 402- 1073-1	伊予郡 砥部町 大角蔵 (次の 図のと おり)	土石流	北大角 蔵西川 402- 1073-1	伊予郡 砥部町 大角蔵 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
高市M 403-II -37(2)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	高市M 403-II -37(2)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	落合川 402- 1082	伊予郡 砥部町 三角 (次の 図のと おり)	土石流	落合川 402- 1082	伊予郡 砥部町 三角 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
上尾 403-II -39(1)	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上尾 403-II -39(1)	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	中古岩 谷川 402- 2024-1	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	土石流	中古岩 谷川 402- 2024-1	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
仙波E 403-II -40(1)	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	仙波E 403-II -40(1)	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	中古岩 谷川 402- 2024-2	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	土石流	中古岩 谷川 402- 2024-2	伊予郡 砥部町 岩谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
仙波G 403-II -41(1)	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	仙波G 403-II -41(1)	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	カンド ノ窪川 402- 2025-1	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	カンド ノ窪川 402- 2025-1	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
黒木 403-II -42(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	黒木 403-II -42(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	カンド ノ窪川 402- 2025-2	伊予郡 砥部町 川登・ 大平 (次の 図のと おり)	土石流	カンド ノ窪川 402- 2025-2	伊予郡 砥部町 川登・ 大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
谷 403-II -43(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	谷 403-II -43(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	カンド ノ窪川 402- 2025-3	伊予郡 砥部町 川登・ 大平 (次の 図のと おり)	土石流	カンド ノ窪川 402- 2025-3	伊予郡 砥部町 川登・ 大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
中替地 403-II -44(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	中替地 403-II -44(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	カンド ノ窪川 402- 2025-4	伊予郡 砥部町 川登・ 大平 (次の 図のと おり)	土石流	カンド ノ窪川 402- 2025-4	伊予郡 砥部町 川登・ 大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
堂本 403-II -997(1)	伊予郡 砥部町 総津 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	堂本 403-II -997(1)	伊予郡 砥部町 総津 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	立折 402- 2026	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	立折 402- 2026	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
東山川 402- 1050	伊予郡 砥部町 宮内 (次の 図のと おり)	土石流	東山川 402- 1050	伊予郡 砥部町 宮内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	猿谷 402- 2027	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	猿谷 402- 2027	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり

奥砥部川 402-2028	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	土石流	奥砥部川 402-2028	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北万年西川 402-2029	伊予郡砥部町万年 (次の図のとおり)	土石流	北万年西川 402-2029	伊予郡砥部町万年 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
丸田川 402-2030	伊予郡砥部町大南 (次の図のとおり)	土石流	丸田川 402-2030	伊予郡砥部町大南 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西丸田川 402-2031	伊予郡砥部町大南 (次の図のとおり)	土石流	西丸田川 402-2031	伊予郡砥部町大南 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川 402-2032	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流	西谷川 402-2032	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥外山川 402-2035	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流	奥外山川 402-2035	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
万代川 402-2036	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流	万代川 402-2036	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北大角蔵中川 402-2037	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流	北大角蔵中川 402-2037	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南大角蔵西川 402-2038	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流	南大角蔵西川 402-2038	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北大角蔵下川 402-2039	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流	北大角蔵下川 402-2039	伊予郡砥部町大角蔵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西七折川 402-2040	伊予郡砥部町七折 (次の図のとおり)	土石流	西七折川 402-2040	伊予郡砥部町七折 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
七折北谷山 402-2041	伊予郡砥部町七折 (次の図のとおり)	土石流	七折北谷山 402-2041	伊予郡砥部町七折 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上七折西川 402-2042	伊予郡砥部町七折 (次の図のとおり)	土石流	上七折西川 402-2042	伊予郡砥部町七折 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上七折東川 402-2043	伊予郡砥部町七折・川井 (次の図のとおり)	土石流	上七折東川 402-2043	伊予郡砥部町七折・川井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東溝下田川 402-2044	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流	東溝下田川 402-2044	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南スルス川 402-2045-1	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流	南スルス川 402-2045-1	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南スルス川 402-2045-2	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流	南スルス川 402-2045-2	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
日野浦川 403-1089	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	日野浦川 403-1089	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
天王川 403-1093-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	天王川 403-1093-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中野川 403-1095-2	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	中野川 403-1095-2	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中野川 403-1095-3	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	中野川 403-1095-3	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
仙波川 403-2046	伊予郡砥部町仙波 (次の図のとおり)	土石流	仙波川 403-2046	伊予郡砥部町仙波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南猿谷川 403-2047	伊予郡砥部町仙波 (次の図のとおり)	土石流	南猿谷川 403-2047	伊予郡砥部町仙波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
影浦川 403-2048	伊予郡砥部町仙波 (次の図のとおり)	土石流	影浦川 403-2048	伊予郡砥部町仙波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西黒蔵川 403-2050-1	伊予郡砥部町多居谷 (次の図のとおり)	土石流	西黒蔵川 403-2050-1	伊予郡砥部町多居谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西黒蔵川 403-2050-2	伊予郡砥部町多居谷 (次の図のとおり)	土石流	西黒蔵川 403-2050-2	伊予郡砥部町多居谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

風呂の奥川 403-2051-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	風呂の奥川 403-2051-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
風呂の奥川 403-2051-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	風呂の奥川 403-2051-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南日野浦川 403-2052	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	南日野浦川 403-2052	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猿毛谷川 403-2053	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	猿毛谷川 403-2053	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本谷上川 403-2054	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	本谷上川 403-2054	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
河内川 403-2055	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	河内川 403-2055	伊予郡砥部町高市 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢ヶ谷川 403-2056-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	矢ヶ谷川 403-2056-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢ヶ谷川 403-2056-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	矢ヶ谷川 403-2056-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城道川 403-2057-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	城道川 403-2057-1	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城道川 403-2057-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	城道川 403-2057-2	伊予郡砥部町総津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷ノ岡川 403-2058	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	谷ノ岡川 403-2058	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上萩原川 403-2060	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	上萩原川 403-2060	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒木谷川 403-2061	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	黒木谷川 403-2061	伊予郡砥部町中野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

小屋ノ奥川 403-2062-2	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	小屋ノ奥川 403-2062-2	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北ガ迫川 403-2063-1	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	北ガ迫川 403-2063-1	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北ガ迫川 403-2063-2	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	北ガ迫川 403-2063-2	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大駄馬川 403-2064-1	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	大駄馬川 403-2064-1	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大駄馬川 403-2064-2	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	大駄馬川 403-2064-2	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大駄馬川 403-2064-3	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	大駄馬川 403-2064-3	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上届川 403-2066	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	上届川 403-2066	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
砥石ヶ谷 403-2067	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	砥石ヶ谷 403-2067	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び砥部町に備えて一般の縦覧に供する。

○愛媛県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中池361-I-75(2)	東温市志津川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中池361-I-75(2)	東温市志津川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり































久米領 362-Ⅲ -206(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	久米領 362-Ⅲ -206(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	本谷川 361- 1302-3	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	本谷川 361- 1302-3	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
三島井 出1 362-Ⅲ -209(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	三島井 出1 362-Ⅲ -209(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	本谷川 361- 1302-4	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	本谷川 361- 1302-4	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
枇杷坂 2 362-Ⅲ -210(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	枇杷坂 2 362-Ⅲ -210(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	下林9 号谷 361- 2157	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	下林9 号谷 361- 2157	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
枇杷坂 3 362-Ⅲ -211(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	枇杷坂 3 362-Ⅲ -211(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	重信1 号谷 361- 2158-1	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	重信1 号谷 361- 2158-1	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
三島井 出2 362-Ⅲ -212(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	三島井 出2 362-Ⅲ -212(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	重信1 号谷 361- 2158-2	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	重信1 号谷 361- 2158-2	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
大根木 口 362-Ⅲ -214(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	大根木 口 362-Ⅲ -214(1)	東温市 則之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上林2 号谷 361- 2159	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	上林2 号谷 361- 2159	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
上海上 362-Ⅲ -222(1)	東温市 北方 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上海上 362-Ⅲ -222(1)	東温市 北方 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	上林1 号谷 361- 2160	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	上林1 号谷 361- 2160	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
向井川 362-Ⅲ -246(1)	東温市 吉久 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	向井川 362-Ⅲ -246(1)	東温市 吉久 (次の 図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図の とおり	湧水谷 川 361- 2161-1	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	湧水谷 川 361- 2161-1	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
花山谷 361- 1291	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	花山谷 361- 1291	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	湧水谷 川 361- 2161-2	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	湧水谷 川 361- 2161-2	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
花山2 号谷 361- 1293	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	花山2 号谷 361- 1293	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	重信4 号谷 361- 2162	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	重信4 号谷 361- 2162	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
大口谷 川 361- 1294-1	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	大口谷 川 361- 1294-1	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	重信3 号谷 361- 2163	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	重信3 号谷 361- 2163	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
大口谷 川 361- 1294-2	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	大口谷 川 361- 1294-2	東温市 上林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	重信2 号谷 361- 2164	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	重信2 号谷 361- 2164	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
下林 11号 谷 361- 1296	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	下林 11号 谷 361- 1296	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	下林7 号谷 361- 2165	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	下林7 号谷 361- 2165	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
本谷川 361- 1302-1	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	本谷川 361- 1302-1	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	下林6 号谷 361- 2166	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	下林6 号谷 361- 2166	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
本谷川 361- 1302-2	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	本谷川 361- 1302-2	東温市 上村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり	下林5 号谷 361- 2167-1	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	下林5 号谷 361- 2167-1	東温市 下林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり

下林5号谷 361-2167-2	東温市下林 (次の図のとおり)	土石流	下林5号谷 361-2167-2	東温市下林 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	山麓川 362-2176	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	山麓川 362-2176	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下林5号谷 361-2167-3	東温市下林 (次の図のとおり)	土石流	下林5号谷 361-2167-3	東温市下林 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	九騎川 362-2177-1	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	九騎川 362-2177-1	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下林12号谷 361-2168	東温市下林 (次の図のとおり)	土石流	下林12号谷 361-2168	東温市下林 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	九騎川 362-2177-2	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	九騎川 362-2177-2	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小谷川 362-1308	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	小谷川 362-1308	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	伊之曾 1号谷 362-2178	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	伊之曾 1号谷 362-2178	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川内3号谷 362-1310	東温市明河 (次の図のとおり)	土石流	川内3号谷 362-1310	東温市明河 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	郷谷川 362-2179	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	郷谷川 362-2179	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷の奥川 362-1311	東温市明河 (次の図のとおり)	土石流	谷の奥川 362-1311	東温市明河 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	伊之曾 2号谷 362-2180	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	伊之曾 2号谷 362-2180	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川内4号谷 362-1312	東温市明河 (次の図のとおり)	土石流	川内4号谷 362-1312	東温市明河 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	ひい谷川 362-2182	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	ひい谷川 362-2182	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
河之内7号谷 362-1314	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	河之内7号谷 362-1314	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	土谷谷 362-2183	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	土谷谷 362-2183	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田畷川 362-2169	東温市田桑 (次の図のとおり)	土石流	田畷川 362-2169	東温市田桑 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	河之内3号谷 362-2184	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	河之内3号谷 362-2184	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滑川1号谷 362-2170	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	滑川1号谷 362-2170	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	河之内8号谷 362-2185	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	河之内8号谷 362-2185	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滑川3号谷 362-2171	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	滑川3号谷 362-2171	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	河之内5号谷 362-2186	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	河之内5号谷 362-2186	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
郷谷川 362-2172-1	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	郷谷川 362-2172-1	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	河之内6号谷 362-2187	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	河之内6号谷 362-2187	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
郷谷川 362-2172-2	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	郷谷川 362-2172-2	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中ノ子川 362-2188	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	中ノ子川 362-2188	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川内2号谷 362-2174	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	川内2号谷 362-2174	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	相之谷川 362-2189	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	相之谷川 362-2189	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桜谷川 362-2175	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	桜谷川 362-2175	東温市滑川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	河之内1号谷 362-2190	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	河之内1号谷 362-2190	東温市河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

河之内 2号谷 362- 2191	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	河之内 2号谷 362- 2191	東温市 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図の とおり
----------------------------	---------------------------------	-----	----------------------------	---------------------------------	-----	-------------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第388号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
令和3年3月26日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500343	株式会社fam	愛媛県新居浜市河内町14番46号	佐 伯 恵 美	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスsmile	愛媛県新居浜市坂井町三丁目3番27号	令和2年11月1日
3850600309	株式会社ゆうわ	愛媛県新居浜市庄内町二丁目8番2号庄内巴ハイツ102号	佐 藤 武 士	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスいろいろ	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地1	令和2年12月21日
3850200415	株式会社階	愛媛県今治市延喜甲687番地1	八 木 佐 織	児童発達支援	おくらっこくらぶ	愛媛県今治市近見町二丁目1番61号	令和3年1月1日
3850200415	株式会社階	愛媛県今治市延喜甲687番地1	八 木 佐 織	放課後等デイサービス	おくらっこくらぶ	愛媛県今治市近見町二丁目1番61号	令和3年1月1日

○愛媛県告示第389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。  
令和3年3月26日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会医療法人 生きる会	ケアセンターいきいき	愛媛県今治市北宝来町三丁目2番地12	令和3年2月28日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。  
令和3年3月26日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会医療法人 生きる会	ケアセンターいきいき	愛媛県今治市北宝来町三丁目2番地12	令和3年2月28日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
令和3年3月26日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3820200925	松田WINDS株式会社	愛媛県今治市中日吉町3丁目2番27号	松 田 亜 紀	共同生活援助	介護サービス包括型障がい者グループホーム WINDS、WINDS2	愛媛県今治市桜井4丁目5番15号	令和2年10月1日
3810500839	社会福祉法人 わかば会	愛媛県新居浜市船木甲741番地1	山 口 信 二	短期入所	かりんとう	愛媛県新居浜市船木甲3756番地1	令和2年10月1日
3820500803	社会福祉法人 わかば会	愛媛県新居浜市船木甲741番地1	山 口 信 二	共同生活援助	かりんとう	愛媛県新居浜市船木甲3756番地1	令和2年10月1日
3810600829	特定非営利活動法人カラフル	愛媛県西条市吉田339番地	日 野 勉	居宅介護	居宅介護事業所の和	愛媛県西条市丹原町丹原159番地	令和2年10月1日
3810600829	特定非営利活動法人カラフル	愛媛県西条市吉田339番地	日 野 勉	行動援護	居宅介護事業所の和	愛媛県西条市丹原町丹原159番地	令和2年10月1日
3811300700	一般社団法人笑結	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	曾我部 友 貴	居宅介護	ヘルパーステーションましろ	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	令和2年10月1日
3811300700	一般社団法人笑結	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	曾我部 友 貴	重度訪問介護	ヘルパーステーションましろ	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	令和2年10月1日
3810500847	株式会社土屋	岡山県井原市神代町661番地1	大 山 敏 之	居宅介護	ホームケア土屋 四国	愛媛県新居浜市松木町5番1号	令和2年11月1日
3810500847	株式会社土屋	岡山県井原市神代町661番地1	大 山 敏 之	重度訪問介護	ホームケア土屋 四国	愛媛県新居浜市松木町5番1号	令和2年11月1日
3811300718	一般社団法人香和会	愛媛県四国中央市金生町下分1654番地の2	合 田 左 予 理	短期入所	グループホームまめの木	愛媛県四国中央市寒川町1015番地2	令和2年11月1日
3821300302	一般社団法人香和会	愛媛県四国中央市金生町下分1654番地の2	合 田 左 予 理	共同生活援助	グループホームまめの木	愛媛県四国中央市寒川町1015番地2	令和2年11月1日
3810200992	合同会社発達の木	愛媛県今治市菊間町浜648番地	今 岡 健 一	就労継続支援B型	職人集団	愛媛県今治市菊間町浜657番地	令和2年12月1日
3811300726	株式会社BESNA	愛媛県四国中央市中之庄町64番地の1	和 田 真 樹	就労継続支援B型	バスナ・プラス	愛媛県四国中央市妻鳥町950番地 ラルーチェII	令和3年1月1日
3811300734	一般社団法人香和会	愛媛県四国中央市金生町下分1654番地の2	合 田 左 予 理	自立訓練(生活訓練)	障害福祉サービス事業所まめの木	愛媛県四国中央市寒川町1842番地3	令和3年2月1日
3811300734	一般社団法人香和会	愛媛県四国中央市金生町下分1654番地の2	合 田 左 予 理	就労継続支援B型	障害福祉サービス事業所まめの木	愛媛県四国中央市寒川町1842番地3	令和3年2月1日

○愛媛県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月26日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500847	株式会社土屋	岡山県井原市井原町192番地2久安セントラルビル2階	大 山 敏 之	居宅介護	ホームケア土屋 四国	愛媛県新居浜市松木町5番1号	令和3年1月31日
3810500847	株式会社土屋	岡山県井原市井原町192番地2久安セントラルビル2階	大 山 敏 之	重度訪問介護	ホームケア土屋 四国	愛媛県新居浜市松木町5番1号	令和3年1月31日

○愛媛県告示第393号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2) 第15778号	令和2年7月12日	ダイハツディーゼル四国(株)	北ノ原 弘之	今治市近見3-6-42	令和3年2月3日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27) 第468号	平成28年3月22日	(有)越島建設	越智 信二	西条市下島山甲567	令和3年2月5日	管工事業造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-30) 第9062号	平成30年9月28日	潮冷熱(株)	小田 茂晴	今治市クリエイティブヒルズ5-3	令和3年2月22日	機械器具設置工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削356番2から同町弓削上弓削1908番まで 及び 越智郡上島町弓削上弓削257番地先から同町弓削上弓削96番地先まで	旧	メートル 3.50~32.60	キロメートル 0.531	
		越智郡上島町弓削上弓削356番2から同町弓削上弓削1908番まで	新	9.00~15.20	0.524	

○愛媛県告示第395号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年3月26日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第47号 令和3年3月17日	伊予郡松前町大字北黒田字粟津415番1、428番1、415番地先農道	伊予郡松前町大字南黒田397番地 阿川石油株式会社

○愛媛県告示第396号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年3月26日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第48号 令和3年3月17日	伊予市八倉字七反畑816番1、816番4	伊予市下吾川1258番地 ドミール・ベガ205号 窪田 吏好

○愛媛県告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4216番7から同町二名4216番6まで	旧	メートル 8.1~14.8	キロメートル 0.100	
			新	メートル 12.0~73.5	キロメートル 0.100	



○愛媛県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4216番7から 同町二名4216番6まで	令和3年3月26日

○愛媛県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年3月26日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社訪問看護ステーションいまいスマイル	合同会社訪問看護ステーション いまいスマイル	愛媛県八幡浜市八代68番地1	令和3年 2月1日	訪問看護
有限会社エンジェルハウス	訪問介護 雪わり草	愛媛県宇和島市三間町成家 845番地	令和3年 2月1日	訪問介護

○愛媛県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年3月26日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社訪問看護ステーションいまいスマイル	合同会社訪問看護ステーション いまいスマイル	愛媛県八幡浜市八代68番地1	令和3年 2月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地乙710番から 同町下畑地乙575番2まで	令和3年3月26日

○愛媛県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵241番3から 同町岩淵238番2まで	令和3年3月26日

○愛媛県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生1234番地先	旧	メートル 4.6~7.8	キロメートル 0.038	
		北宇和郡松野町大字蕨生1234番	新	メートル 17.1~22.6	キロメートル 0.038	

○愛媛県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生1234番	令和3年3月26日

○愛媛県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町横川2688番地先から 同町横川2687番地先まで	旧	メートル 5.7~10.1	キロメートル 0.066	
		宇和島市津島町横川1829番4から 同町横川1844番3まで	新	メートル 9.3~20.1	キロメートル 0.066	

○愛媛県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町横川1829番4から 同町横川1844番3まで	令和3年3月26日

○愛媛県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	蔭淵下波線	宇和島市下波2254番地先から 同市下波2647番地先まで	旧	メートル 5.0~8.4	キロメートル 0.469	
			新	メートル 5.7~23.9	キロメートル 0.469	

○愛媛県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	蔭淵下波線	宇和島市下波2259番地先から 同市下波2311番地先まで	令和3年3月26日

○愛媛県告示第409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年3月26日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和3年3月18日

3 指定道路の位置

大洲市新谷甲394番7、甲394番10、甲394番18、甲394番22、乙250番、乙1418番及び乙250番、乙1418番地先里道

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 52.20メートル 14.89メートル

(2) 幅員 4.50メートル 6.00メートル

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁中一般  
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
<b>別表第6</b> （第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							<b>別表第6</b> （第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分					
			知事	部長	局長	課長				主幹	知事	部長	局長	課長	主幹
保健福祉課	1・2 省略						保健福祉課	1・2 省略							
	3 生活保護法の施行に関する事務	1～3 省略						3 生活保護法の施行に関する事務	1～3 省略						
		4 市町長に対する助言その他の援助（第81条の2）				○			4 省略						
		5 省略													
	4・5 省略							4・5 省略							
6 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1 市等の職員に対する研修等事業の実施（第5条第2項、第10条）					○	6 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1 生活困窮者就労訓練事業に関すること。							
								(1) 認定（第10条第1項）		○					
								(2) 認定の取消し（第10条第3項）		○					
7～20 省略							7～20 省略								

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
<b>別表第3</b> （第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第3</b> （第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	主幹 課長				局長	専決者 部長	主幹 課長
地域福祉課	1 省略					1 省略					
	2 生活保護法の施行に関する事務	1・2 省略				2 生活保護法の施行に関する事務	1・2 省略				
		<u>3 要保護者に対する助言（第27条の2）</u>					<u>3 要（被）保護者に対する指導指示及び調査等（第27条から第29条まで、第62条第3項及び第4項）</u>				○
							<u>4 検診命令（第28条、保護の実施要領（昭和38年4月1日付け厚生省社会局長通達）第9の4）</u>				○
	4 省略				5 省略						
							<u>6 市町及び地方独立行政法人が設置する保護施設の設置及び廃止等の届出の受理（第40条第2項、生活保護法施行規則第7条）</u>	○			
							<u>7 社会福祉法人及び日本赤十字社が設置する保護施設の認可（第41条第2項、第5項）</u>	○			
							<u>8 社会福祉法人及び日本赤十字社が設置する保護施設の休止及び廃止の認可（第42条）</u>	○			
							<u>9 保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条第1項）</u>				○
							<u>10 保護施設の改善命令等（第45条第1項、第2項、第4項）</u>	○			
						<u>11 保護施設の管理規程の届出の受理（第46条第2項）</u>				○	
						<u>12 保護施設に対する管理規程の変更命令（第46条第3項）</u>	○				
						<u>13 保護施設の長に対する管理規程による指導の制限及び禁止（第48条第3項）</u>	○				
						<u>14 保護の変更等を必要とする事由の発生の届出の受理（第48条第4項）</u>				○	
5 省略					15 省略						
6 省略					16 省略						
7 被保護者健康管理支援事業の実施及び委託に関すること（第55条の7第2項、第55条の8）。				○							
8 厚生労働大臣に対する情報提供（第55条の9第2項）				○							
9 保護費の費用返還_____に関すること（第63条_____）。				○	17 保護費の費用返還及び費用徴収に関すること（第63条、第77条、第78条第1項、第78条の2第1項、第80条）。					○	
10 扶養義務者の負担すべき費用の額に関する家庭裁判所への申立て（第77条第2項）				○							



4 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1 生活困窮者自立相談支援事業の実施及び委託に関すること(第5条第1項、第2項)。			○	
	2 生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること(第6条第1項)。			○	
	3 生活困窮者就労準備支援事業等の実施及び委託に関すること(第5条第2項、第7条第1項から第3項まで)。			○	
	4 支援会議の組織(第9条第1項)			○	
	5 生活保護法に基づく保護又は給付金若しくは事業に係る情報提供等(第23条)			○	
5~31 省略					

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表2の部(11の項を除く。) \_\_\_\_\_、同表第3の部(7の項を除く。)及び \_\_\_\_\_同表4の部の規定を適用する。

4 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1 生活困窮者自立相談支援事業の実施及び委託に関すること(第4条第1項、第2項)。			○	
	2 生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること(第5条第1項)。			○	
	3 生活困窮者就労準備支援事業の実施及び委託に関すること(第4条第2項、第6条第1項第1号、第2項)。			○	
	4 生活困窮者家計相談支援事業の実施及び委託に関すること(第4条第2項、第6条第1項第3号、第2項)。			○	
	5 生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収(第12条第1項)			○	
	6 報告の徴収等(第15条第1項)			○	
	7 資料の提供等の求め(第16条)			○	
5~31 省略					

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表2の部1の項から5の項まで、11の項、14の項から19の項まで及び21の項から25の項まで、同表第3の部1の項から8の項まで、10の項及び11の項並びに同表4の部の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康福祉環境部各課室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 企画課、地域福祉課 _____、健康増進課、生活衛生課及び環境保全課においては、行政組織規則第23条第2項に規定する事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従って分掌する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 福祉室においては、生活保護の実施等に関する事務及び保護施設の管理規程の届出に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく支援給付及び配偶者支援金に関する事務並びに生活困窮者に対する自立の支援に関する事務を分掌する。</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業の実施及び同条第2項の規定に基づく生活</p>	<p>(健康福祉環境部各課室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 企画課、地域福祉課及び福祉室、健康増進課、生活衛生課並びに環境保全課においては、行政組織規則第23条第2項に規定する事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従って分掌する。</p> <p>2 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法第4条第1項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業の実施及び同条第2項の規定に基づく生活</p>

困窮者自立相談支援事業の委託に関する事。

- 93 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事。
- 94 生活困窮者自立支援法第7条第1項及び第2項の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の実施並びに同条第3項において準用する同法第5条第2項の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の委託に関する事。
- 94の2 生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく支援会議の組織に関する事。
- 95 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収に関する事。
- 96 生活困窮者自立支援法第21条第1項の規定に基づく報告の徴収等に関する事。
- 97 生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく資料の提供等の求めに関する事。
- 97の2 生活困窮者自立支援法第23条の規定に基づく生活保護法に基づく保護又は給付金若しくは事業に係る情報の提供等に関する事。
- 98～(10) 省略
- 4～6 省略

困窮者自立相談支援事業の委託に関する事。

- 93 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事。
- 94 生活困窮者自立支援法第6条第1項 \_\_\_\_\_ の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業 \_\_\_\_\_ の実施並びに同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業 \_\_\_\_\_ の委託に関する事。
- 95 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収に関する事。
- 96 生活困窮者自立支援法第15条第1項の規定に基づく報告の徴収等に関する事。
- 97 生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく資料の提供等の求めに関する事。
- 98～(10) 省略
- 4～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
<b>別表第8</b> （第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						<b>別表第8</b> （第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者 部長 局長 課長					知事	専決者 部長 局長 課長		
農地整備課	1～5 省略					農地整備課	1～5 省略					
	6 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施	<u>1 防災重点農業用ため池の指定に関する関係市町長の意見聴取（第4条第2項、第3項）</u>										
		<u>2 防災工事等推進計画に関すること。</u>										
		(1) 策定及び変更（第5条第1項、第4項、第5項）		○								

行に關する事務	(2) 関係市町長への協議 (第5条第3項、第5項)				○
	3 土地改良事業団体連合会への協力要請(第6条第2項)		○		
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書による。
- (4) 委託期間  
ア 委託期間  
契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで  
イ 委託業務に係る成果品の納入期限  
令和4年3月31日(木)
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
契約書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (3) ISO27001の認証及びPマーク(プライバシーマーク)を取得していること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県総務部行財政改革局行革分権課働き方改革グループ  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089) 912-2229
  - (2) 入札書の受領期限  
令和3年5月6日(木)午後2時まで
  - (3) 入札説明書の交付方法  
令和3年3月26日(金)から同年4月5日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。
  - (4) 開札の日時及び場所  
令和3年5月6日(木)午後2時  
愛媛県庁第二別館6階小会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。  
(ア) 受付期間  
令和3年3月26日(金)から同年4月5日(月)までの執務時間中  
(イ) 受付場所  
3の(1)に掲げる場所  
イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。  
(ア) 受付期間



令和2年3月26日(金)から同年4月26日(月)までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Consignment of Ehime Prefecture General Affairs, 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 6 May 2021

(3) For further information, please contact: Workstyle Reform Group, Administrative Reform and Decentralization Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2229



○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年3月16日あったので公表する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 事件 令和3年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 令和3年4月6日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢1-10-38

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年3月26日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

(1) 件名

給食用再加熱カートの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

給食用再加熱カート 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年2月1日から令和10年1月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院

(愛媛県松山市春日町83番地)

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-1000 内線4623

又は (089) 912-2794

(2) 入札書の受領期限

令和3年5月11日(火)午前9時から同月13日(木)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>) でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年5月13日(木)午後1時30分

愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和3年4月19日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased : Reheating cart for hospital lunch, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 13 May 2021

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570  
Japan  
TEL 089-912-2794